

令和2年 3月10日(火)

令和2年河南町議会3月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和2年河南町議会3月定例会議会議録

招集年月日 令和2年3月10日（火）
招集の場所 河南町議会議場
開 会 3月10日（火）午前10時00分宣告
出席議員 （12名）

1番	小山	彬夫	2番	大門	晶子
3番	野村	守	4番	佐々木	希絵
5番	廣谷	武	6番	福田	太郎
7番	力武	清	8番	中川	博
9番	加藤	久宏	10番	浅岡	正広
11番	田中	慶一	12番	浅岡	幸晴

欠席議員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

町長職務代理者副町長	森田	昌吾
教 育 長	新田	晃之
地方創生特命理事	玉川	英資
総合政策部長	辻本	幸司
総務部長	渡辺	慶啓
住民部長	上野	文裕
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	赤井	毅彦
まち創造部長	岩井	一浩
総合政策部秘書企画課長	池添	謙司
総合政策部危機管理室長	牧野	勉
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村	美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	谷	道広
総務部人事財政課長	和田	信一
総務部契約検査室長	辻元	哲夫
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中筋	美枝
住民部副理事兼保険年金課長	大谷	由候

住民部副理事兼税務課長	福 瀬 一
健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	福 田 新 吾
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	田 村 夕 香
まち創造部副理事兼地域整備課長	安 井 啓 悦
まち創造部副理事兼環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長	大 門 晃
まち創造部副理事兼上下水道課長	辻 宅 英 之
(出 納 室)	
副理事兼会計管理者兼出納室長	杉 原 茂
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	湊 浩
教 ・ 育 部 教 育 課 長	中 海 幹 男
教 ・ 育 部 中 央 公 民 館 長 兼 大 宝 地 区 公 民 館 長 兼 回 書 館 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 こ と も 1 ば ん 課 長	田 中 啓 之
教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	木 矢 年 謙
課 長 補 佐	森 弘 樹

会議録署名議員

2 番 大 門 晶 子
3 番 野 村 守

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 か ら 第 22 ま で

令和2年河南町議会3月定例会議

令和2年3月10日（火）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	8
日程第2	会議期間の決定について	8
追加日程第1	浅岡幸晴議員の議員辞職の件	11
追加日程第2	選挙第1号 南河内環境事業組合議会議員の選挙について	14
追加日程第3	福田議員の議会運営委員会委員の辞任について	17
追加日程第4	選任第6号 議会運営委員会委員の選任について	17
日程第3	諸般の報告	18
日程第4	行政報告	19
	報告第10号 令和元年度河南町土地開発公社会計補正予算（第2号）の報告について	
	報告第11号 令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告について	
	報告第12号 令和2年専決第1号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第4号）	
日程第5	町長が配付した名刺サイズの河南プレミアム付商品券調査特別委員会委員長報告について	29
日程第6	議案第53号 河南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第7	議案第54号 河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	31
日程第8	議案第55号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第9	議案第56号 河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する	

		条例の制定について	41
日程第10	議案第57号	河南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43
日程第11	議案第58号	河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
日程第12	議案第59号	令和2年度河南町一般会計予算	46
日程第13	議案第60号	令和2年度河南町国民健康保険特別会計予算	48
日程第14	議案第61号	令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計予算	49
日程第15	議案第62号	令和2年度河南町介護保険特別会計予算	49
日程第16	議案第63号	令和2年度河南町土地取得特別会計予算	50
日程第17	議案第64号	令和2年度河南町水道事業会計予算	51
日程第18	議案第65号	令和2年度河南町下水道事業会計予算	53
日程第19	議案第66号	教育委員会委員の任命について	57
日程第20	議案第67号	河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	58
日程第21	意見書案第3号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	60
日程第22	決議案第2号	気候非常事態宣言に関する決議	62

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（小山彬夫）

皆さん、おはようございます。

会議を開催する前に、昨日、3月9日付、一人会派の新しい風が解散され、加藤議員が会派自由民主党に入会されましたことをご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年河南町議会3月定例会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小山彬夫）

議事に入ります前に、故人となられました武田勝玄町長に深い哀悼の意を表します。

ご承知のとおり、武田町長におかれましては、去る2月14日にご逝去されました。武田町長は、平成18年4月に初当選され、その後14年間もの長い間、河南町政に一身をささげられてこられました。これまでの武田町長の功績に感謝を申し上げ、ご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。

一同、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

○議長（小山彬夫）

黙禱を終わります。ご着席ください。

○議長（小山彬夫）

本定例会議に対する説明員の通知は、議長宛てに回答がありましたので、お手元に配付しております。

また、本日の議事日程もお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、2番 大門議員、3番 野村議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第2、会議期間の決定についてを議題といたします。

3月4日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。

これにより、本定例会議の会議期間については、本日から3月13日までの4日間で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日から3月13日までの4日間と決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

ここで、令和2年河南町議会3月定例会議の開会に当たり、河南町長職務代理者副町長から挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田副町長。

○町長職務代理者副町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年河南町議会3月定例会議開催に当たり、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

開催に際しまして、去る2月14日に武田町長が急逝され、本定例会議を共に迎えられないことは誠に残念でなりません。ご冥福をお祈りいたします。

武田町長の死去に伴いまして、私が町長職務代理者としてその職務を行っております。議員の皆様におかれましては、本日上程の諸議案に対しましてご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、今議会には報告案件3件、条例案件6件、予算案件7件、人事案件1件、その他案件1件を提案させていただいております。

令和2年度の当初予算につきましては、総計予算主義の原則から年間予算としておりますが、その中身につきましては、新しい町長が掲げるまちづくりの方針や実施する政策もあり

ますので、骨格予算とさせていただきます。

内容につきましては、職員の人件費、令和2年度から始まります会計年度任用職員に係る人件費、公債費及び扶助費の義務的経費、また各種施設の維持管理などの経常的な経費や継続的な事業などにとどめる編成としております。

令和2年度予算の総額ですが、一般会計で55億2,782万8千円、水道・下水道を含めた特別会計で51億242万8千円、合計106億3,025万6千円でございます。令和元年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で11億7,688万円、17.6%の減となっております。水道・下水道を含めた特別会計におきましては1億3,050万7千円、2.5%の減となっております。合計で13億738万7千円、11.0%の減となっております。

歳入でございますけれども、町税全体では前年度と比較いたしましておよそ900万円の減と見込んでおります。

町民税は、個人、法人共に課税客体が増となっておりますけれども、所得総額の減などから前年度に比べおよそ1,600万円の減と見込んでおります。

固定資産税は、土地について地価下落などの影響による減少が見込まれる一方、家屋や償却資産については新增築家屋分などによる増が見込まれますことから、およそ400万円の増と見込んでおります。

軽自動車税でございますが、環境性能割の創設や税制改正の影響から、前年度に比べおよそ500万円の増というふうに見込んでおります。

地方交付税につきましては、会計年度任用職員制度の開始や国の法改正に伴います保育料の無償化などの地方負担額の増を踏まえた財源手当が見込まれますことから、前年度に比べ5千万円の増と見込んでおります。各種交付金につきましても所要額を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、一般会計、特別会計及び企業会計について、新規の投資的事業や新たな政策経費は原則含めないこととしております。

それでは、令和2年度当初予算に計上している主な事業につきましてご説明させていただきます。

人権尊重・平和の推進、人権を尊重する予算、中学生の海外学習、公民館・図書館に係る経費の計上、また、平成28年度から実施しております三世帯同居・近居支援事業は、令和2年度に延長することとしております。

次に、子育て支援では、昨年10月に対象年齢を中学校修了の15歳から22歳までに引き上げました医療費の助成、第2子以降の保育料の無償化、給食副食費の助成を引き続き行いま

す。

本年4月には中村こども園が開園する運びとなっておりますことから、運営に係る経費として園の運営費のほか、通園バスの運行経費を計上しております。

また、かなん桜小学校の新4年生の対応につきましては、少人数学級とするための経費を計上しております。

母子保健事業についても、令和元年度と同様の予算を計上しております。

高齢者福祉では、百歳体操の普及啓発など介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費を計上しております。

また、令和3年度から3か年の第8期介護保険事業計画、第6期障がい者福祉計画の策定、特定健康診査や保健指導などに要する経費を計上しております。

次に、災害対応ですが、コミュニティタイムラインは大宝地区での策定を、また、地域版の土砂災害ハザードマップにつきましては3地区で策定を予定しております。

平成31年2月から本格運行を開始いたしましたカナちゃんバス及びやまなみタクシーにつきましても、引き続き運行する経費を計上しております。

平成30年度から大阪府が下河内地区で実施している急傾斜地崩壊防止工事につきましては、受益者負担金の補助を計上しております。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物に対する移転及び補強工事の経費助成につきましても、引き続き実施する経費を計上しております。

次に、環境保全・美化に係る経費として、太陽光発電システム設置に係る補助、南河内環境事業組合に対しての応分の負担額を計上しております。また、岩橋山でのネザサ刈りに係る経費、木造住宅の除却費用の一部補助を引き続き行うための経費を計上しております。

農業の振興ですが、就農直後5年間の所得を確保するための給付事業、人・農地プランの策定、農産物展示品評会などの経費を計上しております。

その他、本年3月1日から開始いたしました住民票、印鑑証明のコンビニ交付サービスに係る経費を計上しております。

次に、特別会計、企業会計でございますが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、土地取得の各特別会計は、所要の経費を計上させていただいております。

また、水道事業会計は、下水道の面整備が令和元年度で終了したことから受託事業の減となっております。下水道事業会計は、面的整備が終了しましたので、ストックマネジメント、改築・修繕事業や南河内4市町村の共同事業に係る経費を計上しております。

以上が令和2年度当初予算についてのご説明でございます。

次に、条例の関係でございますが、法改正に伴いますものや字句の修正に係るものでございます。

人事案件につきましては、令和2年3月31日で任期が終わります教育委員会委員についてでございます。

その他につきましては、河南町、太子町、千早赤阪村で共同設置しております介護認定審査会の規約の変更に係るものでございます。

詳細につきましては後ほど担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、原案どおりご可決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、今議会会期中に令和元年度の補正予算などの追加議案の上程を予定させていただいておりますので、その点もよろしくようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（小山彬夫）

副町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

お諮りいたします。

先ほど、浅岡幸晴議員から議員の辞職願が提出されました。

浅岡幸晴議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。

したがって、浅岡幸晴議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第1、浅岡幸晴議員の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、浅岡幸晴議員の除斥を求めます。

〔浅岡幸晴議員 除斥〕

○議長（小山彬夫）

木矢事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（木矢年謙）

命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞 職 願

令和2年3月10日

河南町議会議長 小山彬夫様

河南町議会議員 浅岡幸晴

今般、一身上の都合により、河南町議会議員の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上、朗読でございます。

○議長（小山彬夫）

お諮りいたします。

浅岡幸晴議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、浅岡幸晴議員の議員の辞職を許可することに決定しました。

ここで、浅岡幸晴議員の除斥を解きます。

〔浅岡幸晴議員 復席〕

○議長（小山彬夫）

ただいま議員の辞職が許可されましたことを浅岡幸晴議員にお伝えいたします。

それでは、議員辞職に際してのご挨拶をお受けいたします。

浅岡議員、どうぞ。

○12番（浅岡幸晴）（登壇）

先ほど、私の議員辞職願を議決いただきまして、誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。

今振り返りますと、平成20年9月に初めて、住民の皆さんの厚いご支援をいただきまして河南町議会へと送っていただきました。これまで河南町議会議員として12年という長きにわ

たり、議員の皆様、そして職員の皆様に大変お世話になりました。

本日ここに私が議員辞職することになりましたのも、先日、あまりにも突然に武田勝玄町長が逝去されたからでございます。私は、今ここで私に何かできることはないのかという思いがみなぎり、今回このような決断をするに至りました。私にとりましても、この挑戦はあまりにも唐突にやってきましたので初めは戸惑いの気持ちもございましたが、これからの河南町を見据えたときに、今こそ私がやらなければという強い気持ちが沸き上がってきたのでございます。

現在、日本中で新型コロナウイルスの感染が拡大しつつ、大阪府内でも多数の感染者が確認されているという大変な時期でございますので、議会と行政が一丸となってこの危機に対処していかなければならない、このように思う次第でございます。

このような折に私は議員を辞職しましたこと、大変心苦しく思っておりますが、今後も引き続き、河南町の発展と住民の皆さんの健康と幸せのために、なお一層頑張っただけでございまして、どうか今後とも議員の皆様、住民の皆様のご指導、ご交誼のほどよろしくお願いを申し上げます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（小山彬夫）

浅岡幸晴議員におかれましては、これまで町住民の代表として地方自治の発展に全身全霊で取り組んでこられましたこと、また、町議会運営に格別なるご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここで、浅岡幸晴議員に感謝の意を込めまして花束を贈呈いたします。

浅岡幸晴議員、前へどうぞ。

〔花束贈呈〕

○議長（小山彬夫）

それでは、ここで退場していただいて結構です。大変ご苦労さまでございました。

○12番（浅岡幸晴）

どうもありがとうございました。（拍手）

〔浅岡幸晴議員 退場〕

○議長（小山彬夫）

ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午前10時24分）

再開（午前11時14分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

南河内環境事業組合議会の派遣議員でありました浅岡幸晴議員が議員辞職されましたことから、南河内環境事業組合規約の規定により、南河内環境事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、南河内環境事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

○議長（小山彬夫）

追加日程第2 選挙第1号 南河内環境事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場を閉鎖します。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小山彬夫）

暫時休憩します。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時18分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま異議ありという声があり、ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることにします。

議場を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（小山彬夫）

ただいまの出席議員数は11人です。

投票用紙を配付します。事務局、よろしくお願ひします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小山彬夫）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小山彬夫）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、2番 大門議員から議席の順に投票をお願いします。

なお、議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することといたします。

順に投票を行ってください。

〔議席順に従い投票〕

○議長（小山彬夫）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 大門議員、3番 野村議員を指名します。

両議員の立会いをお願いいたします。

[立会人立会いの下に開票]

○議長（小山彬夫）

選挙の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中、

野村議員 7票

加藤議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、野村議員が南河内環境事業組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小山彬夫）

ただいま南河内環境事業組合議会議員に当選されました野村議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

野村議員、大役よろしくをお願いいたします。

ただいま福田議員から、議会運営委員会の委員の辞任の申出がございました。

お諮りします。

福田議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。

したがって、福田議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題

とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第3 福田議員の議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、福田議員の除斥を求めます。

〔福田太郎議員 除斥〕

○議長（小山彬夫）

お諮りいたします。

福田議員の議会運営委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、福田議員の議会運営委員会委員の辞任について許可することに決定しました。

ここで、福田議員の除斥を解きます。

〔福田太郎議員 復席〕

○議長（小山彬夫）

ただいま議会運営委員会委員の辞任について許可されましたことを福田議員にお伝えいたします。

お諮りします。

浅岡幸晴議員の辞職と福田議員の委員辞任に伴い、議会運営委員会委員が2人欠員となりました。直ちに議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第4 選任第6号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員に廣谷議員、加藤議員の2名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

なお、福祉文教常任委員会、小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員会、河南町政治倫理に関する特別委員会、河南町都市計画審議会委員につきましては、1人の欠員となります。また、議席につきましても12番が空席となります。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

それでは、日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、監査委員から昨年の11月から1月分の例月出納検査の結果報告及び令和元年度定例監査報告書並びに令和元年度財政援助団体等監査報告書の提出がございました。報告の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

それでは、次に南河内環境事業組合議会の報告を求めますが、辞職されました浅岡幸晴議員から報告書を預かっておりますので、木矢事務局長に朗読させます。

木矢事務局長、よろしくをお願いします。

○議会事務局長（木矢年謙）

命によりまして、浅岡幸晴議員から預かりました令和2年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告を朗読させていただきます。

令和2年2月14日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。

つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、委員会開催の結果として、提出議案、会期などについて確認されたことのご報告がございました。また、事務局から各施設の整備などについて説明がありました。

続きまして、本会議では4件の提出案件がございました。

順に申し上げますと、承認第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和元年の人事院勧告に伴い、富田林市に準じ令和元年12月23日付け専決したもので、原案どおり承認されました。

議案第1号 令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）は、第2清掃工

場基幹的設備改良事業費、残滓処理事業費、人件費及び業務委託の債務負担行為のそれぞれの補正により、補正額は1億837万8千円の減額、補正後の額23億7,346万9千円とするもので、原案どおり可決されました。

議案第2号 令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を35億380万5千円と定め、継続費では、資源再生センター基幹的設備改良事業において令和2年度から2か年で総額9億9千万円と、また地方債では、第2清掃工場基幹的設備改良事業、残滓処理事業及び資源再生センター基幹的設備改良事業の起債の限度額等によるもので、原案のとおり可決されました。

監査報告第1号でございますが、例月出納検査の結果報告については、令和元年度の10月から12月分の検査結果の報告でございまして、特に問題はなかったとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和2年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

以上、朗読でございます。

○議長（小山彬夫）

木矢局長、ご苦労さんでした。

次に、木矢事務局長から報告を求めます。

○議会事務局長（木矢年謙）

命によりまして、ご報告申し上げます。

3月3日に開催されました大阪府町村議長会定期総会におきまして、当町の小山彬夫議長が全国町村議会議長会会長から特別功労賞を受賞されました。

ここにご報告申し上げます。おめでとうございました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第4 行政報告を議題といたします。

報告第10号 令和元年度河南町土地開発公社会計補正予算（第2号）の報告について、報告第11号 令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告について、報告第12号 令和2年専決第1号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第4号）、3件の報告を順次説明願ひ、説明の後、順次質疑を行います。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、議案書のほうをお開きいただきたいと思います。

報告第10号

令和元年度河南町土地開発公社会計補正予算（第2号）の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度河南町土地開発公社会計
補正予算（第2号）を別紙のとおり報告する。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

本件につきましては、令和2年2月14日、河南町土地開発公社理事会におきまして承認を
いただいた内容となっております。

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

予算書をお開きいただきたいと思います。

1 ページをご覧ください。

議案第3号

令和元年度河南町土地開発公社会計補正予算（第2号）

令和元年度河南町土地開発公社事業計画の補正

令和元年度河南町土地開発公社事業計画の補正は、次に定めるところによる。

1. 用地の処分 道路整備事業808万6千円を追加する。

町道中村金剛山線整備事業用地の河南町一般会計への売却を予定しているものでございま
す。

2 ページをご覧ください。

補正予算（第2号）です。

（総則）

第1条 令和元年度河南町土地開発公社会計補正予算（第2号）は、次に定めるところに
よる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第2条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益、既決予定額0円、補正予定額808万6千円、町道中村金剛山線整備事業用地の河南町一般会計への処分予定価格でございます。合計808万6千円でございます。収入合計、既決予定額が6万1千円、補正予定額が808万6千円、合計814万7千円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価、既決予定額0円、補正予定額800万6千円、町道中村金剛山線整備事業用地の購入費相当額でございます。計800万6千円。収益的支出合計が、既決予定額が115万9千円、補正予定額が800万6千円で、合計916万5千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額800万6千円は、当該年度損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支出でございます。

第1款資本的支出、第2項公社債償還金及び長短期借入金償還金で、既決予定額は0円、補正予定額が800万6千円、合計800万6千円。町道中村金剛山線整備事業用地の購入に伴い借り入れていた資金を償還するものでございます。全て河南町土地開発基金への償還でございます。資本的支出合計が、補正後予定額といたしまして1,920万3千円でございます。

令和2年2月14日提出、河南町土地開発公社理事長、森田昌吾。

4ページから6ページにかけて、今申し上げました内容を予算説明書として記載しております。内容が重複しますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

令和元年度河南町土地開発公社資金計画でございます。

まず、受入資金でございますが、増減額の欄でございます。公有地取得事業収益といたしまして808万6千円を補正することにより、補正後の受入れ資金合計は、補正後予定額欄、5,070万4千円となる予定でございます。

8ページをご覧ください。

支払資金でございます。

公社債償還金及び長短期借入金償還金で800万6千円補正することにより、補正後の支払い資金合計は、補正後の予定額でございますが2,036万2千円、受入支払差引翌年度繰越金

は3,034万2千円となるものでございます。

以上、令和元年度河南町土地開発公社補正予算（第2号）の報告とさせていただきます。
引き続きまして、報告第11号の報告をさせていただきます。

報告第11号

令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画を別紙のとおり報告する。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

本件につきましても、先ほどの令和元年度の補正予算第2号と同様に、令和2年2月14日、河南町土地開発公社理事会におきましてご承認をいただいた内容となっております。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

議案第4号

令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画

令和2年度河南町土地開発公社事業計画

令和2年度河南町土地開発公社事業計画は、次のとおりとする。

1. 用地の処分 115万7千円

道路整備事業といたしまして、町道中村金剛山線整備事業用地の河南町一般会計への処分を予定しております。

めくっていただきまして、4ページでございます。

令和2年度河南町土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和2年度河南町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額112万8千円は、前年度繰越準備金で補填するものとする。)

収入、第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益115万7千円、町道中村金剛山線整備事業用地の売却額相当額でございます。

第2款事業外収益、第1項受取利息1万9千円につきましては、定期預金4千万円の預金利息を見込んでおります。

収入合計117万6千円でございます。

支出、第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価で114万5千円、第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費で115万9千円、内訳といたしましては、旅費で9千円、需用費で50万円、役務費で53万円、委託料5万円、公租公課7万円の合計で115万9千円でございます。支出合計は230万4千円でございます。

次に、5ページをご覧ください。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額114万5千円は、当該年度損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収入、第1款資本的収入0円。

支出、第1款資本的支出、第2項公社債償還金及び長短期借入金償還金114万5千円、売却を予定しております町道中村金剛山線事業用地の購入資金借入金を河南町土地開発基金へ償還するものでございます。

支出合計は114万5千円。

令和2年2月14日提出、河南町土地開発公社理事長、森田昌吾。

6ページから8ページにかけては、今説明をさせていただきました予算説明書を記載しております。内容が重複しますので省略させていただきました、次に9ページをご覧ください。

令和2年度河南町土地開発公社資金計画でございます。

まず、受入資金ですが、前年度の決算見込額の欄をご覧ください。令和元年度の見込みです。公有地取得事業収益は808万6千円で受取利息が6万1千円、長短期借入金が915万1千円、平成30年度からの繰越現金が3,136万円で、受入資金合計は4,865万8千円となります。

これに対しまして、めくっていただきまして10ページの支払資金でございますが、販売費及び一般管理費が24万4千円、公有地取得費が915万1千円、公社債償還金及び長短期借入金償還金が800万6千円で、支払資金合計は1,740万1千円、先ほどの受入資金合計4,865万8千円から差し引きまして、翌年度への繰越予定額は3,125万7千円の予定でございます。

9ページに戻っていただきたいと思えます。

令和2年度の予定を説明させていただきます。

本年度の予定額欄をご覧くださいと思います。

公有地取得事業が115万7千円で受取利息が1万9千円、令和元年度の繰越現金、先ほどの部分ですが、3,125万7千円で、受入資金合計が3,243万3千円の予定でございます。

10ページをご覧ください。

本年度予定額のところでございますが、販売費及び一般管理費が115万9千円、公社債償還金及び長短期借入金償還金114万5千円で、支払資金合計は230万4千円でございます。受入資金合計3,243万3千円から差し引きまして、翌年度への繰越予定額は3,012万9千円となります。令和元年度に対しまして112万8千円の減となる予定でございます。

11ページをご覧ください。

令和2年度河南町土地開発公社予定損益計算書でございます。

町道中村金剛山線事業用地の売却に伴いまして、事業総利益が1万2千円、販売費及び一般管理費が115万9千円で、差引き114万7千円の事業損失、これに事業外収益、受取利息1万9千円を加えまして112万8千円の経常損失、同じく当期損失となり、前期繰越利益3,125万7千円と合わせまして、当期末処分利益は3,012万9千円の予定でございます。

12ページをご覧ください。

令和2年度河南町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、流動資産のうち（1）現金及び預金は4,012万9千円、定期預金で4千万円、普通預金で12万9千円の予定でございます。（3）公有用地といたしまして、金山古墳環境保全整備事業用地と道の駅かなん再整備事業用地で1億896万4千円の用地を保有することになっております。流動資産合計は1億4,909万3千円となります。

次に、固定資産でございますが、ございませぬので、資産合計は1億4,909万3千円でご

ございます。

13ページをご覧ください。

負債の部でございます。

流動負債はございません。

固定負債につきましては、長期借入金といたしまして1億896万4千円、金山古墳環境保全整備事業用地と道の駅かなん再整備事業用地の購入時の借入金でございます。

次に、資本の部でございます。

基本財産が1千万円。

以上により、前期繰越準備金が3,125万7千円、当期純損失が112万8千円で、準備金合計3,012万9千円と資本金1千万円を合わせまして資本合計は4,012万9千円、負債資本合計は1億4,909万3千円でございます。

以上、令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告とさせていただきます。

引き続きまして、

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

めくっていただきまして、令和元年度河南町補正予算書をお開きいただきたいと思います。
5ページをご覧ください。

専決第1号

令和元年度河南町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度河南町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ676万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,283万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和2年2月18日

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

めくっていただきまして、6ページでございます。

まず、歳入でございますが、(款)地方交付税、(項)地方交付税で676万7千円の追加、歳入合計といたしまして676万7千円を追加し、補正後の予算額を69億2,283万1千円とするものでございます。

めくっていただきまして、7ページの歳出でございます。

(款)総務費、(項)選挙費676万7千円の追加、歳出合計676万7千円を追加し、補正後の予算額を69億2,283万1千円とするものでございます。

次に、9ページ、事項別明細書を説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

歳入でございますが、(款)地方交付税、(項)地方交付税、(目)地方交付税で調整をさせていただきます。

次に、13ページの歳出でございますが、(款)総務費、(項)選挙費、(目)町長選挙費でございます。武田町長のご逝去によりまして3月29日日曜日に執行されます町長選挙費につきまして、所要の補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長(小山彬夫)

行政報告が終わりました。

ここで1時まで休憩いたします。

休 憩(午前11時58分)

~~~~~

再 開(午後1時00分)

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、報告第10号 令和元年度河南町土地開発公社会計補正予算（第2号）の報告について質疑を行います。

力武議員。

○7番（力武 清）

中村金剛山線の用地取得ということで八百何がしを計上されておりますけれども、取得面積及び路線価と比較して適正に処理されているのか、この2点、お聞きいたします。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

取得面積につきましては18筆519.21㎡、買収単価につきましては、㎡当たり6,500円から宅地につきましては2万8千円までの間での購入となっております。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

この金額を算定するに当たって土地の鑑定員さんの意見を参考にされたかどうか、お伺いいたします。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

国庫補助金が入っておりますので、2社の鑑定を取って、その価格を基に算定をいたしております。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、次に報告第11号 令和2年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画について質疑を行います。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

6ページから7ページなんですけれども、河南町土地開発公社予算説明書の中で、事業収益が115万7千円というのに販売費及び一般管理費が115万9千円というので若干多いように感じるんです。その明細も書かれているんですけども、需用費とか役務費とか、この内訳をもう少し詳しく教えていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

販売費及び一般管理費の需用費、消耗品等、印刷製本費につきましては、コピー用紙等必要な費用等を計上させていただいておひまして、役務費のほうの土地鑑定料につきましては、先行取得の依頼が出た場合に不動産鑑定を取るに当たつての鑑定委託料と庁舎を利用するときの電話料の一部を負担させていただいておひます。登記の委託料といたしましては、法人登記をやつておひますので法人の役員の変更等登記が出た場合の登記の委託料と、公租公課は、法人町民税等の税金と府民法人税の税金を計上させていただいておひます。

以上です。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

事業規模に対して販売費及び一般管理費が多いん違ふかなという趣旨で質問させていただいたんですけども、その辺は問題ないということでお理解させていただいていいわけですか。

○総務部長（渡辺慶啓）

問題ないと考えておひます。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、次に報告第12号 令和2年専決第1号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終了します。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第5、町長が配付した名刺サイズの河南プレミアム付商品券調査特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

廣谷委員長。

○町長が配付した名刺サイズの河南プレミアム付商品券調査特別委員会委員長（廣谷 武）
（登壇）

それでは、町長が配付した名刺サイズの河南プレミアム付商品券調査特別委員会の委員長報告を行います。

昨年12月定例会議での動議により設置されました当委員会に付託されました案件は、町長が配付した名刺サイズの河南プレミアム付商品券についての調査であります。

2月26日に委員会を開催し、全委員出席の下、調査を行いました。会議冒頭、町長職務代理者である副町長から挨拶があり、誤解を招くことになり、使用された方と事業所にご迷惑をかけたことについておわびしますとの言葉がありました。

その後、委員会で質疑が行われ、意見が出されました。委員の主な質疑等は以下のとおりです。

昨年の消費税増税に伴うプレミアム付商品券の配布においても同様の案件はなかったか、また、今後の行政としての対応という問いに対して、答弁は、昨年の商品券配布の際には同様の案件はなかった。今後こういうことが起こらないように慎重に対応していきたい。今回配付のプレミアム付商品券について選挙管理委員会の見解はという問いに対し、答弁は、大阪府選挙管理委員会に確認したところ、これはプレミアム付商品券の制度の宣伝用PRを兼ねて製作されたものであり、これ自体に金銭的価値はないと考えられることから、公職選挙法には抵触しないという回答をいただいている。

以上、委員会の主な調査内容であり、今後、町長の名刺等の作成、配付において、住民に誤解を招くことがないよう慎重に対応していただきたいということを委員長として申し上げます。

以上、当委員会の調査報告であります。

○議長（小山彬夫）

町長が配付した名刺サイズの河南町プレミアム付商品券調査特別委員会、廣谷委員長の調査報告が終わりました。

理事者から使用された方、事業所に迷惑をかけたとのおわび、公職選挙法には抵触しないとの調査結果であり、これをもって、付託しました町長が配付した名刺サイズの河南町プレミアム付商品券調査について終了といたします。

廣谷委員長、議席に戻っていただいて結構です。

ただいまをもちまして、町長が配付した名刺サイズの河南町プレミアム付商品券調査特別委員会は解散します。

日程第6 議案第53号 河南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11 議案第58号 河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、以上6件を本会議にて全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第6 議案第53号 河南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、議案第53号の提案をさせていただきます。

議案第53号

河南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

河南町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

制定理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正するものでございます。

地方自治法第243条の2において、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責条項が設けられたことによります条ずれに伴う改正でございます。

それでは、令和2年河南町議会3月定例会議議案資料の新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

第4条、請求または要求に基づく監査において、「法243条の2第3項」を「法243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第7 議案第54号 河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）（登壇）

それでは、議案第54号の説明をさせていただきます。

議案第54号

河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

河南町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 号

河南町印鑑条例の一部を改正する条例

でございます。

まず、本条例の提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、国の印鑑登録証明事務処理要綱の改正を受け、所定の要件を満たした場合には成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう印鑑の登録資格を改めるものと、印鑑登録証明書に旧氏を併記できるよう令和元年11月5日から施行しておりますが、国及び府からの通知に基づきまして条文を移動する改正でございます。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお開きください。

まず、第2条第2項第2号の「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものでございます。成年被後見人の人権が尊重されるよう、成年被後見人の権利に係る制限を緩和することにより、成年被後見人が印鑑登録を申請する場合、

当該成年被後見人と御本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限り申請が可能とするものでございます。

次に、3ページの第6条第1項第3号の条文を第4条第2項に、国及び府からの通知に基づきまして移動する改正でございます。

次に、4ページの第11条第4号の「後見開始の審判を受けた」を「意思能力を有しない者となった」に改めるものでございます。この改正につきましては、第2条の改正と同様に、印鑑の登録を削除する内容を改めることによりまして、成年被後見人の権利に係る制限を緩和するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

この内容については分かりますけれども、印鑑登録は有効期限がありますよね。その間にこういうことが起こった場合、これはどういうことなのかというのが、ちょっと印鑑証明について分からんところ。分かるかな、言うてること。

○議長（小山彬夫）

中筋課長。

○住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長（中筋美枝）

印鑑登録証明書の印鑑登録のカードの有効期限というのはございません。ですので、一度登録していただいて、カードを紛失しないとか印鑑をなくされない限りは、そのまま永久に使っていただくことができます。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

いやいや、違うて、印鑑証明というのは3か月の有効期限、不動産登記やったらそう。自動車のあれやったら6か月とか3か月とか、いろいろ印鑑証明の有効期限というのが。その

間にもし後見人とかこれが要った場合は、その前の印鑑証明を使うてやるのがいっぱいあるから、それはどないしてやっているのかということを質問してんねんけどね。

○議長（小山彬夫）

中筋課長。

○住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長（中筋美枝）

登録といいますか、印鑑証明書の証明の期限ということですけども、それは提出していただく事業所さんなりそちらのほうの規約に基づいて決められていることですので、こちらの住民の窓口のほうで決めることではございません。そちらのほうに聞いていただくことが確かだと思います。

また、途中で資格を消滅というんですか、成年被後見人になったときにどうなるのかというご質問ですけれども、その場合は発行日において資格が有効であったということですので、発行日の日付が入っておりますので、その時点では有効であったということで、使っていたことはできると思います。

○議長（小山彬夫）

よろしいですか。

力武議員。

○7番（力武 清）

新旧対照表の2ページ目に第2条で「意思能力を有しない者」、それと、次の4ページの第11条の（4）「意思能力を有しないとなったとき」、この表現がどういった状況の人を想定しているのか、お聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、この人たちを想定したときの判断基準は何を根拠にして示していくのか、この2つをまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

まず、1つ目の第2条の「意思能力を有しない者」、これにつきましては、成年被後見人の方も含まれて、それ以外で自ら意思能力を有していないと判断される人が対象となってきます。

それと、後見開始の審判を受けた、第11条ですね、ときから意思能力を有しない者となったとき、まず、成年被後見人の方は家庭裁判所で審判を受けた方が対象となっておりますの

で、その方が今まで限られておりました、もう審判を受けたときということで。ただ、今回の改正につきましては意思能力を有しない者となったときということで、先ほど上程させていただいたときに説明もさせていただいた成年被後見人の方が印鑑登録が今まで全くできなかったのが、ある条件を満たした場合できるようになったという人、そういった状況の方を想定しております。

あと判断基準、これは、成年被後見人の方は家庭裁判所で審判されるので、そちらのほうで判断はされます。

あと、それと意思能力を有しない、この基準については、窓口で判断する場合はございませんので、当然ご本人さんのご判断によってこようかと考えております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

非常に今、上野部長の説明は理解し難い説明ではないかなと。意思表示ができない人が自ら判断できないから誰が判断をするのかということ、僕は聞いてるんであって、家族なのか後見人さんなのか、その判断をはっきりしておかないと、本人は判断できないわけですから。だから、その辺りを窓口ができないということやったら後見人さんなのか家族さんなのか、その辺りははっきりすべきことではないでしょうかということと、もう一つは、判断基準として、知的障がいがある方あるいは精神障がいがある方、認知症になった方、その方々が、知的であるとか精神障がいがある方は手帳を持ってはりますやんか。そういう手帳を持ってはる方は窓口でも判断できますわな。そういうことを示してほしかったんだけど、その辺りはどうされるのかという判断基準ですわ。だから、この人によって、本人が認知なり知的障がいになったときにどう対応するのかというところの基準があいまいなままだったら、この条例そのものは、よくなるようなことというて言うてはるけれども、非常にあいまいになってしまうんじゃないかなというふうに今の説明では捉えるんです。いかがでしょうか。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

まず、私の先ほどの答弁内容につきまして若干誤りがあります。説明不足の点、おわび申

し上げます。

まず、意思能力を有しない者、この方につきましては成年被後見人の方を指しております。それは、先ほどから申し上げておりますように、精神上的の障がいにより判断能力を欠く状況にある者として家庭裁判所の後見開始の審判を受けた方、これが対象となっております。

今回の改正については、その方で役所の窓口にご本人さんと後見人の方が同行してこられた場合に印鑑登録ができますよという内容の改正ですので、今、議員仰せのように、緩和されたので私はどちらかといえば前向きな改正内容となっておりますと考えております。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

そしたら、最後の質問になるんですけども、代理人の能力を有しない人ですので、当然代理人は法定代理人あるいは私的に指名された代理人がこういう事務手続をできるということと考えておいたらいいいということですね。

○議長（小山彬夫）

中筋課長。

○住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長（中筋美枝）

先ほどのご質問ですけれども、代理人というのはこの場合成年被後見人の代理人でございますので、法定代理人に限られております。先ほど部長のほうから申し上げておりますが、これの今回、成年被後見人から自ら意思能力を有しないと判断される人というふうに改正になっておりますが、基本的に成年被後見人の方が対象となっております。その中で、成年被後見人の方で法定代理人とともに印鑑登録をしたいという方がいらっしゃった場合にのみ印鑑登録をさせていただくということになっておりますので、少し成年被後見人の権利が拡充されたということでご理解いただいたらよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

今、説明いただいたんですけども、これは両面から言えると思うんですね。例えば、今のこれでしたら成年被後見人の人は印鑑証明を登録することはできない、ところが、弁護士なり誰なり一緒に同じような状況の方が来られたら印鑑登録ができるということですね、今

回。となった場合、意思能力のない人を守ることも、手続上守ることはできるけれども、逆にその人らのそういう資産とか財産とかを、そういうことをすることによって取られてしまう可能性もあるわけですね。そういう危険性はどのように対処されるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（小山彬夫）

中筋課長。

○住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長（中筋美枝）

今回の改正に伴うこの改正ですけれども、これは国のほうからの指示に基づいてしているものであって、危険性を伴うということは私どもも重々承知しているんですけれども、法定代理人のほうは国の家庭裁判所のほうで認められた方が適正についていらっしゃると思いますので、そのように悪用される方はいらっしゃらないということで理解しております。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

ということは、付添いの方は限られた資格のある方と。一般の方が、例えばご家族の方が一緒に来て、そして印鑑登録できるわけじゃなしに、一緒に来られる方は対外的に弁護士とか行政書士とかいろんな士族という形の方が、ある資格を持って一緒に来られる場合に限ってということでもいいわけですか。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

議員仰せのように、弁護士、司法書士の方、これが法定代理人ですので、成年被後見人のご本人さんと法定代理人の方が同行した場合に限っています、今回の改正は。ということでご理解いただければと思います。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

限っているんでしたら理解させてもらいたいと思います。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

成年被後見人のことをちょっと調べたら、今、成年被後見人弁護士、認知症老人の財産が狙われている、被害続出みたいな感じで、幾つも記事が出てきて、弁護士さんがぐるになって被後見人の財産を狙うとかいう例がたくさん出てるんです。それを登録するかしないかというのは、役場では粛々と手続に沿ってやるという話なんですけれども、ちょっと変なのと違うかと思ったときに窓口で水際作戦みたいなものはできないんですか。立場上できないというのは分かるんですけれども、あまりにもおかしいと思ったときにはそういう判断も必要なんじゃないかと思うんです。その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

まず成年被後見人につきましては、市町村は東京法務局より登記事項通知書が送付されて、まいります。それに伴いまして、その方が今回の改正で代理人の方が同行して手続に来られた場合、議員仰せのようなもし案件、職員が不思議に思った場合は、また、横断的な高齢障害福祉課とか相談、協議も、そのときにするべきかなと私も考えております。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第8 議案第55号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、議案第55号の提案をさせていただきます。

#### 議案第55号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

#### 令和2年河南町条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

改正理由でございますが、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員についても、地方公務員法第31条の規定に基づき服務の宣誓が義務づけられておりますが、会計年度任用職員につきましてはそれぞれの職員にふさわしい方法で宣誓を行うことが認められていることを受け、本町もその趣旨により改正するものであります。

内容については、議案資料、新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。

（服務の宣誓）

第2条に第2項を新たに追加するものでございます。「地方公務員法第22条の2第1項に

規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定に関わらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」という条文を追加するものでございます。

めくっていただきまして、6ページのほうで宣誓書の様式ですが、そちらに記載しております「昭和」の元号を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしまして、サービスの宣誓につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

大門議員。

○2番（大門晶子）

今回、第2条に次の1項を加えられるわけですが、「別段の定めをすることができる。」ということであります。まず、別段の定めをされるのかどうかということと、されるのであればどういうふうな定めが考えられるのかということをお教えください。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

職員に採用された段階でサービスの宣誓をするわけなんです。会計年度任用職員につきましては、文字どおり会計年度において新たに毎年任用される形になります。毎回任用されるたびに宣誓をするのではなくて、一度宣誓された方が2年以降になった場合は省略できるとか、そういった内容で、任用の形態に応じてどういった宣誓をしていただくとかというのを別の定めで決めることができるという内容になっております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

○議長（小山彬夫）

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第9 議案第56号 河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）（登壇）

それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

議案第56号

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 号

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

まず、本条例の提案理由でございます。

幼児教育・保育無償化制度が昨年10月から実施されて、それに伴い、子ども・子育て支援法などの関連法が改正されてございます。改正法令の中に、本条例の基準として内閣府が定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されましたので、併せて町条例についても改正させていただいたところでございますが、その後、内閣府令に誤りがあり訂正されたことにより、今回、その関連する箇所を改正するものでございます。

それでは、議案資料の条例新旧対照表7ページをご覧ください。

まず、第14条でございます。右側、改正前の下線部は条例を限定しておりましたが、以下の条例に適用できるよう、その表現が削除されております。

第35条第3項でございますが、めくっていただきまして、下線部の直前にある「教育・保育給付認定子ども」に表現を統一するように今回改めております。

第36条第3項の中段では、「掲げる」という文言を削除するとともに、一番下の部分については、先ほどの第35条第3項と同様に、表現を統一するよう改めております。

第50条では、第14条と同様に、適用条文を限定する部分を削除しております。

第51条は、めくっていただきまして、下線部の「次条第3項において同じ。」という部分を、準用する条項の訂正により改めております。

第52条も、「3歳未満」を「3歳以上」と訂正され、下から3行目については用語の定義を示す内閣府令の条文を追加しております。

附則といたしまして、各項の番号を整理するとともに、施行日については公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第10 議案第57号 河南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）（登壇）

それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

議案第57号

河南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 号

河南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

まず、本条例の提案理由でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容は、放課後児童の支援員、認定資格研修について、指定都市の長も実施することができることとなりました。放課後児童支援員は、保育士等の資格を有する者などであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされてございます。それに加えて、改正省令では指定都市の長も研修を実施できることとされましたので、今回追加させていただくものでございます。

附則第2項におきまして、「平成」を「令和」に改正し、施行日は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第11 議案第58号 河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、議案第58号の説明をさせていただきます。

議案第58号

河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 号

河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

条例の改正理由でございますが、地方自治法の改正により条ずれが起こったことによる改正でございます。地方自治法第243条において、普通地方公共団体の長等の賠償責任の一部免責の条項が追加されたことによる条ずれでございます。

内容につきましては、第5条中、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。内容については変更がございません。

附則としまして、この条例は、地方自治法の改正の施行日に合わせ、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

お諮りします。

日程第12 議案第59号 令和2年度河南町一般会計予算から日程第18 議案第65号 令和2年度河南町水道事業会計予算までの7件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、以上7件を一括議題とすることに決しました。

それでは、議案第59号 令和2年度河南町一般会計予算から順次提案理由の説明を求めますが、本日の提案理由の説明については、詳細な説明は省略願ひ、議案の表題の説明程度にとどめたいと思います。

それでは、順次説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、令和2年度の河南町の予算書5ページをご覧いただきたいと思います。

#### 議案第59号

#### 令和2年度河南町一般会計予算

令和2年度河南町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億2,782万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

めくっていただきまして、

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）（登壇）

それでは、予算書の159ページをご覧ください。

提案をさせていただく前に、修正をお願い申し上げます。

第1条の金額の後の単位が間違っております。円の前に千を追記していただきますよう、よろしく願いいたします。申し訳ございません。

それでは、

議案第60号

令和2年度河南町国民健康保険特別会計予算

令和2年度河南町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,141万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5千万円と定める。

（歳入歳出の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内で



のこれらの経費の各項間の流用

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

続きまして、予算書の191ページをご覧ください。

#### 議案第61号

##### 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,657万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（小山彬夫）

赤井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）（登壇）

予算書の203ページをご覧ください。

#### 議案第62号

##### 令和2年度河南町介護保険特別会計予算

令和2年度河南町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,266万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予

算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長 (小山彬夫)

渡辺総務部長。

○総務部長 (渡辺慶啓) (登壇)

それでは、予算書の237ページをご覧ください。

議案第63号

令和2年度河南町土地取得特別会計予算

令和2年度河南町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

ここで説明員を交代いたします。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、河南町企業会計予算書をご覧ください。

1 ページをお開きください。

議案第64号

令和2年度河南町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和2年度河南町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| （1）給水戸数      | 6,138戸               |
| （2）年間総給水量    | 180万9千m <sup>3</sup> |
| （3）1日平均給水量   | 4,942m <sup>3</sup>  |
| （4）主要な建設改良事業 |                      |
| 施設改良事業       | 3,773万円              |
| 受託事業         | 440万円                |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|            |             |
|------------|-------------|
| 第1款 水道事業収益 | 4億3,068万5千円 |
| 第1項 営業収益   | 3億2,084万1千円 |
| 第2項 営業外収益  | 1億984万4千円   |

めくっていただきまして、

## 支 出

|             |             |
|-------------|-------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 4億5,031万3千円 |
| 第1項 営業費用    | 4億3,625万4千円 |
| 第2項 営業外費用   | 1,375万9千円   |
| 第3項 特別損失    | 30万円        |

(収益的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,239万3千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額409万4千円、過年度分損益勘定留保資金7,829万9千円で補填するものとする。）。

## 収 入

|            |         |
|------------|---------|
| 第1款 資本的収入  | 463万7千円 |
| 第1項 工事負担金  | 440万円   |
| 第2項 他会計出資金 | 23万7千円  |

## 支 出

|            |         |
|------------|---------|
| 第1款 資本的支出  | 8,703万円 |
| 第1項 建設改良費  | 6,163万円 |
| 第2項 企業債償還金 | 2,540万円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条予算内での各項間の流用

(2) 第4条予算内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,088万6千円

(他会計からの補助金)

第7条 営業助成のための補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金

額は3,295万8千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、445万5千円と定める。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

続きまして、41ページをお開きください。

議案第65号

令和2年度河南町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度河南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 整備済人口     | 1万4,660人             |
| (2) 年間有収水量    | 140万6千m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均有収水量  | 3,851m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業 |                      |
| 公共下水道整備事業     | 5,280万6千円            |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|             |             |
|-------------|-------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 4億7,587万4千円 |
| 第1項 営業収益    | 1億5,335万7千円 |
| 第2項 営業外収益   | 3億2,251万7千円 |

めくっていただきまして、

支 出

|             |             |
|-------------|-------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 4億7,250万4千円 |
| 第1項 営業費用    | 4億2,092万6千円 |
| 第2項 営業外費用   | 5,127万8千円   |
| 第3項 特別損失    | 30万円        |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,950万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額337万円、損益勘定留保資金1億1,613万円で補填するものとする。)

#### 収 入

|            |             |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的収入  | 1億9,096万2千円 |
| 第1項 企業債    | 1億2,423万8千円 |
| 第2項 分担金    | 1千円         |
| 第3項 負担金    | 101万5千円     |
| 第4項 他会計出資金 | 4,770万8千円   |
| 第5項 補助金    | 1,800万円     |

#### 支 出

|            |             |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的支出  | 3億1,046万2千円 |
| 第1項 建設改良費  | 5,808万9千円   |
| 第2項 企業債償還金 | 2億5,227万3千円 |
| 第3項 予備費    | 10万円        |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項としまして、河南町水洗便所改造資金融資あっ旋に伴う損失補償、期間としましては借入実行日から返済日まで、限度額は回収不能元金及びその延滞利息。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

流域下水道事業債は限度額が510万円、公共下水道事業債は1,530万円、資本費平

準化事業債は8千万円、起債の限度額総額で1億40万円でございます。

利率としましては5%以内、資金の区分としましては、政府、地方公共団体金融機構などを予定しております。

償還期限としましては40年または20年、据置期間は5年または3年としております。

めくっていただきまして、

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1億4,013万8千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条予算内での各項間の流用

(2) 第4条予算内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,523万7千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のための補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億3,822万9千円である。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(小山彬夫)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

なければ、お諮りします。

ただいま上程のありました7件の各議案審査については、委員会条例第5条の規定により、議長除く全議員をもって構成する当初予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、当初予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、議長除く全議員をもって構成する当初予算特別委員会にこれを付託し、審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました当初予算特別委員会の委員の指名を委員会条例第7条第2項の規定により議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、当初予算特別委員会の委員を議長から指名いたします。大門議員、野村議員、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、力武議員、中川議員、加藤議員、浅岡正広議員、田中議員の以上10名を指名します。

ここで暫時休憩をいたします。その間、正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩（午後2時11分）

~~~~~

再 開（午後2時12分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

当初予算特別委員会委員長に浅岡正広議員、副委員長に福田議員と決定されましたので、ご報告を申し上げます。

~~~~~

○議長（小山彬夫）



お諮りします。

日程第19 議案第66号 教育委員会の委員の任命についてから日程第22、決議案第2号 気候非常事態宣言に関する決議までの以上4件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、以上4件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第19 議案第66号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河南町長職務代理者、森田副町長。

○町長職務代理者副町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第66号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

記

住所 大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺379番地の2

氏名 西川 幹雄

生年月日 昭和25年1月11日

でございます。

経歴等につきまして少し申し上げたいと思います。

教育委員の任命につきましては、現在4名就任していただいておりますが、そのうち西川幹雄様がこの3月31日をもって任期満了となります。西川幹雄氏には引き続き教育委員をお願いしたいということで、同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和6年3月31日までの4年といたします。

それでは、西川幹雄氏の経歴等を説明させていただきます。

年齢は70歳でございます。経歴といたしまして、引き続きでございますので、平成28年12月に教育委員に就任いただいております。その後、29年12月20日から教育長職務代理者をお務めになっております。

以上、簡単でございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第20 議案第67号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

赤井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）（登壇）

それでは、議案第67号を説明いたします。

議案第67号

河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議を行うことについて、議会の同意を求める。

令和2年3月10日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

提案理由でございますが、2町1村で共同設置しています介護認定審査会の執務場所等については、基本協定によりまして2か年ごとに輪番でその事務局を担当しております。

本年4月1日よりその執務場所が河南町から太子町に変更されることに伴い、共同設置規約の一部変更についての協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきまして、

河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約（平成11年河南町告示第31号）の一部を次のように変更する。

改正条文に代えまして、議案資料の新旧対照表で説明を申し上げます。

資料の15、16ページをお願いいたします

規約の一部を変更する改正内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、関係規定中、執務場所等の所在地、町名、町長、町議会に関する文言について、「河南町」から「太子町」に変更するものでございます。

附則といたしまして、1、この規約は令和2年4月1日から施行する。ただし、変更後の第8条の決算報告の規定につきましては、令和2年度の決算から適用するものでございます。

2といたしまして、第10条に規定する事務の管理及び執行については、記載しております3条例1規則2規程を適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご審議の上、ご同意賜りますをよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第21、意見書案第3号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野村議員。

○3番（野村 守）（登壇）

意見書案第3号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月10日提出

提出者 河南町議会議員 野村 守

賛成者 〃 大門 晶子

〃 佐々木 希 絵
〃 廣 谷 武
〃 福 田 太 郎
〃 力 武 清
〃 中 川 博
〃 加 藤 久 宏
〃 浅 岡 正 広
〃 田 中 慶 一

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている方もいる。また、婚姻の際、大多数が夫の姓になっている。

このことは、間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反するとの声がある。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、多様性を認めジェンダー平等の観点から、また、女性の社会進出の増加に伴ってますます強くなっている。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。

法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を答申しているが、20数年間たなざらしとなっている。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」との判断を示したが、2016年3月、女性差別撤廃委員会は、最高裁判断にかかわらず、現行の民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告している。

世論調査でも賛成が上回っている。最高裁は、制度のあり方については「国民の判断、国会に委ねるべきだ」と強調しており、一日も早い国会の対応が求められている。

よって、国において、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて民法を改正するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
法務大臣 森 雅 子 殿

大阪府南河内郡河南町議会

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議ございませんので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第22 決議案第2号 気候非常事態宣言に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）（登壇）

決議第2号

気候非常事態宣言に関する決議（案）

別紙の決議を会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月10日提出

提出者 河南町議会議員 佐々木 希 絵

賛成者           〃           大 門 晶 子

〃 野 村 守  
〃 廣 谷 武  
〃 福 田 太 郎  
〃 力 武 清  
〃 中 川 博  
〃 加 藤 久 宏  
〃 浅 岡 正 広  
〃 田 中 慶 一

めくっていただきまして、

#### 気候非常事態宣言に関する決議（案）

近年、大型台風や集中豪雨など異常気象の増加により、災害が多発し日本をはじめ世界各地で人的、経済的被害が拡大している。また、熱中症・感染症の増加、農作物・生態系の変化なども拡大している。この大きな要因は、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスが引き起こす地域温暖化に起因するとも言われており、2015年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、地球平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に、できれば1.5℃までに抑えることを目標とし、各国の温室効果ガスの排出量の削減目標の提示を求めたところである。

しかし、地球の平均気温は既に1℃上昇しており、このままでは1.5℃を超え、さらなる異常気象の発生とそれによる被害の拡大が予想されているところである。この流れを止めるためにも、地球温暖化を人類共通の緊急課題と位置づけ、本気で取り組む必要があり、特に原因とされる温室効果ガスの総量を削減するために、その排出量の抑制と吸収量の拡大に取り組む必要がある。

そのためには、住民一人ひとりの意識改革と取り組みが最も重要である。また、行政、民間企業、各種団体が連携し、総力を結集して取り組みを進めなければ、増え続ける温室効果ガスに対応することができない。

このような状況の中、2016年12月にオーストラリアのデアビン市が世界で初めて「気候非常事態宣言」を行い、日本を含む世界中の自治体でも同様の宣言を行う動きが広がっている。河南町においても、次の100年に向けて持続可能な社会を構築するために、同様の宣言を行

うべきである。

以上のことから本町議会は、河南町が以下の内容を含む「気候非常事態宣言」を行うよう求める。

- 1 気候危機が迫っている実態を住民へ広く知らせる。
- 2 温室効果ガスの排出「実質ゼロ」達成を目標とし、目標達成に必要な施策を立案・実行する。
- 3 各行政機関、関係諸団体、住民等と連携した取り組みを推進する。

以上、決議する。

令和2年3月 日

大阪府南河内郡河南町議会

以上です。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議がございませんので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、3月13日午後1時に開きます。

なお、本日設置しました当初予算特別委員会が明日11日の午前10時から開催されますので、各委員におかれましては、よろしく審査のほどお願い申し上げます。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2 時 3 0 分散会

令和2年 3月13日(金)

令和2年河南町議会3月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会

令和2年河南町議会3月定例会議会議録

年 月 日 令和2年3月13日（金）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (11名)

1番	小 山 彬 夫	2番	大 門 晶 子
3番	野 村 守	4番	佐々木 希 絵
5番	廣 谷 武	6番	福 田 太 郎
7番	力 武 清	8番	中 川 博
9番	加 藤 久 宏	10番	浅 岡 正 広
11番	田 中 慶 一		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町長職務代理者副町長	森 田 昌 吾
教 育 長	新 田 晃 之
地方創生特命理事	玉 川 英 資
総 合 政 策 部 長	辻 本 幸 司
総 務 部 長	渡 辺 慶 啓
住 民 部 長	上 野 文 裕
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	赤 井 毅 彦
ま ち 創 造 部 長	岩 井 一 浩
総合政策部秘書企画課長	池 添 謙 司
総合政策部危機管理室長	牧 野 勉
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多 村 美 紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	谷 道 広
総務部人事財政課長	和 田 信 一
総務部契約検査室長	辻 元 哲 夫
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
住民部副理事兼保険年金課長	大 谷 由 候
住民部副理事兼税務課長	福 瀬 一

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

福 田 新 吾

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

田 村 夕 香

まち創造部副理事兼地域整備課長

安 井 啓 悦

まち創造部副理事兼環境・まちづくり推進課長併農委員会事務局長

大 門 晃

まち創造部副理事兼上下水道課長

辻 宅 英 之

(出 納 室)

副理事兼会計管理者兼出納室長

杉 原 茂

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

湊 浩

教 ・ 育 部 教 育 課 長

中 海 幹 男

教 ・ 育 部 中 央 公 民 館 長 兼 大 宝 地 区 公 民 館 長 兼 図 書 館 長

久 保 広 一

教 ・ 育 部 こ ども 1 ば ん 課 長

田 中 啓 之

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

木 矢 年 謙

課 長 補 佐

森 弘 樹

会議録署名議員

2 番 大 門 晶 子

3 番 野 村 守

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 か ら 第 12 ま で

令和2年河南町議会3月定例会議

令和2年3月13日（金）午後1時開議

議事日程（第2号）

日程第1	議案第59号	令和2年度河南町一般会計予算	72
日程第2	議案第60号	令和2年度河南町国民健康保険特別会計予算	72
日程第3	議案第61号	令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計予算	72
日程第4	議案第62号	令和2年度河南町介護保険特別会計予算	72
日程第5	議案第63号	令和2年度河南町土地取得特別会計予算	72
日程第6	議案第64号	令和2年度河南町水道事業会計予算	72
日程第7	議案第65号	令和2年度河南町下水道事業会計予算	72
日程第8	議案第68号	令和元年度河南町一般会計補正予算（第5号）	80
日程第9	議案第69号	令和元年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	102
日程第10	議案第70号	令和元年度河南町介護保険特別会計補正予算（第4 号）	104
日程第11	議案第71号	令和元年度河南町水道事業会計補正予算（第2号）	106
日程第12	議案第72号	令和元年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）	109
追加日程第1	森田昌吾副町長の河南町副町長辞職の件		113

議 事 の 経 過

午後 1 時 0 0 分開議

○議長（小山彬夫）

皆さん、ご苦労さまでございます。

議事に入ります前にご報告申し上げます。去る 3 月 10 日の議会運営委員会においてご審議をいただきました、今定例会議提出予定であった議案第 73 号及び議案第 74 号につきまして、提出者である河南町長職務代理者副町長から取下げの申出があり、会議規則第 20 条第 1 項のただし書の規定により議長において許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席議員は 11 名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小山彬夫）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

また、議会運営委員会の審議結果も併せて配付しております。

お諮りいたします。

日程第 1 議案第 59 号 令和 2 年度河南町一般会計予算から日程第 7 議案第 65 号 令和 2 年度河南町下水道事業会計予算までの 7 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、以上 7 件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は 1 件ずつ行います。

○議長（小山彬夫）

それでは、当初予算特別委員会委員長の報告を求めます。

浅岡正広委員長。

○当初予算特別委員会委員長（浅岡正広）（登壇）

これより、当初予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月10日、令和2年3月定例会議において当初予算特別委員会を設置し、当委員会に付託を受けました案件は、議案第59号 令和2年度河南町一般会計予算外6件で、全会計の当初予算でございます。

3月11日、12日に委員会を開き、慎重に審査を行いました。その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第59号 令和2年度河南町一般会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 令和2年度河南町介護保険特別会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 令和2年度河南町土地取得特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和2年度河南町水道事業会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 令和2年度河南町下水道事業会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、当初予算7議案について、審査結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては、議長を除く議員全員が委員であり、十分慎重に審査願えたいと思いますので、省略させていただきます。記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければと思います。

また、理事者におかれましては、当委員会中、委員より指摘並びに要望等が出ていました事項につきましては、十分に精査されるよう委員長より申し添えておきます。

以上で、当初予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山彬夫）

当初予算特別委員会の委員長報告が終わりました。大変ご苦労さまでございました。
これより討論、採決に入ります。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

最初に、議案第59号 令和2年度河南町一般会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、議案第60号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

力武議員。

○7番（力武 清）

反対の立場から討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染の拡大で各種イベントの中止、延期が相次いでおり、経済活動と国民生活に大きく影響を来しており、感染拡大の防止が喫緊の課題となっております。

アメリカでは、季節性インフルエンザの拡大で、アメリカ疾病対策センター（CDC）の発表によりますと、患者数が2,600万人、死者は1万4,000人に上っているとされており、日本以上に貧富の格差が激しい米国においては、国民保険制度みたいな皆保険制度がなく、病院に行きたくても経済的に医療費が高くて行けないために、患者の異常なまでの拡大と死者の拡大が広がっていると思われま。

幸い、日本においては、皆保険制度が整っているおかげで軽度の状態で病院に行くことができます。

その皆保険制度の根幹を支えている国民健康保険制度ですが、加入者のほとんどが経営基盤の脆弱な小規模零細企業をなりわいにしている事業者であり、農業従事者、年金生活者で

あります。経済的に厳しい人たちを対象にしている制度であって、保険料は100%となっております。ほかの協会健保や共済健保の場合は事業主負担が半分あり、保険料の負担感は国保ほどありません。国の制度でありながら保険料100%の自己負担の見直しを図られるべきであり、強く求めていくものであります。

国に対して政治の矛盾の改善を求めるとともに、実施主体である自治体であっても改善すべき点があります。

大阪府内統一化が進められてきている中でも、保険料の確定は各自治体の責任において行うことが可能であります。独自の保険料決定において決定的に矛盾がある均等割は、0歳児から74歳まで保険料がかかってまいります。収入の全くない乳幼児から中学生までも保険料を徴することに対して、子育てに重点を置いた施策を打ち出している本町にあって自己矛盾を起こしているのではないのでしょうか。保険料の軽減は全ての階層の願いであります。まず0歳から15歳までの均等割分の保険料軽減を求めていくものであります。財源はあります。基金の活用で、約800万円の原資で賄うことが出来ます。基金の僅か10%繰入れで可能であります。

また、国保の会計も、ここ5年間だけでも毎年黒字であります。子供に優しい河南町国保にしていきましょう。

以上、討論とします。

○議長（小山彬夫）

次に、賛成討論をお受けします。

大門議員。

○2番（大門晶子）

令和2年度国民健康保険特別会計に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今お示しの反対の討論の主な根拠は、皆保険制度の矛盾はともかくとして、0歳児から74歳までの保険料均等割でかかってくるということが主な議論だったというふうに考えています。

このことについて、昨夜調べてまいりましたら、均等割については平成27年度に、全国知事会が国に対し、子育て支援の観点から子供に係る均等割の軽減を要請されており、国もこういうふうな地方からの提案について、現行制度の趣旨や国保財源に与える影響等を考慮しつつ議論はなされていたものの、現時点においてはまだ具体的な見直し案が提示されていないのが現状だというふうに考えられます。

本町では現状、この納付金を納付するに当たり、その算定は現行制度を基に積算、確定しているものであり、さらに減額を行うとするなら賄う財源を捻出する検討が必要であります。現状、国の方針では法定外繰入れは認められておらず、不足が見込まれる財源確保を町税で賄うことは、今後ペナルティーを科せられるおそれもあり、本町が独自に均等割の軽減を図ることは難しい状況であるというふうに判断いたしました。

本町では、現状でできる範囲の低所得者層に対する負担軽減策を講じていることや、子育て支援の観点からは別途必要な事業を積極的に取り入れ実施するなど措置を講じていることから、この件については、国などの動向を注視しながら慎重に協議して、検討を重ねていただきたいというふうに思っています。

今後も、本町の住民の皆様が安心して医療を受けることができるように、さらに協議に努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、議案第61号 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

力武議員。

○7番（力武 清）

後期高齢者医療特別会計を反対の立場から討論させていただきます。

マクロ経済スライド制という国の年金支給額を決める制度によって、年金生活者の支給額は低いまま抑制されています。社会保障充実のためだとして、昨年10月に消費税が10%に引き上げられました。この引き上げによってもろに影響を受けるのが経済的弱者層の人たちで、

年金暮らしの人も大きな悪影響を受けております。

この医療制度は、75歳になった途端に別立ての制度に強制的に移管されるもので、人権侵害的にも当たるものだと制度発足から一貫して反対しているものであります。長い間社会貢献してきていただいたということでありがとうございましたの気持ちが、かけらもない制度に怒りを覚えます。僅かな年金から容赦なく高い保険料を徴収する制度の廃止を国に対して申出を行うことを表明し、討論いたします。

○議長（小山彬夫）

次に、賛成討論をお受けします。

野村議員。

○3番（野村 守）

議案第61号 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度は、大阪府後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営されており、大阪府内の医療水準を見据えた保険料を定め、公平な給付が行われております。

保険料の面では急激な上昇を抑制しつつ、健康保持の面ではさらなる医療費を抑制するために、健康寿命を延伸できるような事業が実施されています。後期高齢者のほとんどが年金生活者であること、疾病についても長期化する傾向があることなどを考慮すると、高齢者が安心して医療を受けられ、なおかつ健康保持が図られている本制度は、高齢者の命と暮らしを支えていると言えます。引き続き、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な財政運営や事業運営が行われることをお願いし、賛成討論いたします。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、議案第62号 令和2年度河南町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

力武議員。

○7番（力武 清）

令和2年度介護保険特別会計に対して、反対の立場から討論させていただきます。

年々高齢化率が高まる中で、介護保険を利用して在宅なり施設のサービスを受ける人が増えております。この制度は発足して20年になりますが、制度の矛盾は一向に改善がありません。高い保険料と利用する際の利用料負担は、被保険者及びその家族に対して大きくのしかかっております。お金がなくてサービスを受けない、受けられない状況の人を目の前にして何の手だてもできない矛盾に、この間遭遇してまいりました。頑張って保険料を払ってきていざサービスを受けようとすれば、とてもじゃないけれども経済的に無理な状況に追いやられる制度は、果たして社会保障の根本の在り方として適合しているのでしょうか。お金のあななしによって区別、選別されるような制度の矛盾に対して問いかけたいものであります。

地域包括を町の直轄にしていることの強みを生かして、制度の矛盾を少しでも解消されることを求め、反対の立場から討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（小山彬夫）

次に、賛成討論をお受けします。

加藤議員。

○9番（加藤久宏）

賛成の立場から討論します。

令和2年度は第7期介護保険事業計画期間の最終年度ということで、歳入面では保険料についても応分の負担を求めざるを得ない中で、消費税増税の影響を緩和すべく保険料の値上げを抑制し、低所得者への配慮もなされております。歳出面では、高齢化の進展により給付の伸びが見込まれる中、在宅給食サービス事業、緊急通報装置の貸与など地域支援事業を引き続き実施され、介護予防対策として百歳体操などによる自らの健康づくりの推進と生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の設置を通じて住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるなど、創意工夫されたものとなっております。

今後とも、地域包括支援センターが中心となって、地域の中で包括的な支援、サービスの提供体制を実現する地域包括ケアシステムを構築することで、全ての高齢者への積極的な支援を行っていただくことを期待するとともに、介護保険事業の円滑な運営に努めていただくことを申し添えまして、令和2年度河南町介護保険特別会計予算の賛成討論といたします。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、議案第63号 令和2年度河南町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、議案第64号 令和2年度河南町水道事業会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、議案第65号 令和2年度河南町下水道事業会計予算の討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいまをもちまして当初予算特別委員会は解散されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

お諮りいたします。

日程第8 議案第68号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第5号）から日程第12 議案第72号 令和元年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、以上5件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）



日程第8 議案第68号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

令和元年度補正予算書でございます。

5ページをお開きください。

### 議案第68号

#### 令和元年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,278万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,004万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和2年3月13日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、6ページから7ページ、「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

（款）町税、（項）入湯税で4万円の追加。

（款）地方消費税交付金、（項）地方消費税交付金で1,871万3千円の減額。

(款) 自動車取得税交付金、(項) 自動車取得税交付金で599万5千円の減額。

(款) 地方特例交付金、(項) 地方特例交付金で23万6千円の追加。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税で3,572万4千円の追加。

(款) 使用料及び手数料、(項) 手数料で77万円の減額。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金で485万9千円の追加、(項) 国庫補助金で6,845万2千円の減額。

(款) 府支出金、(項) 府負担金で492万9千円の追加、(項) 府補助金で1,179万1千円の追加、(項) 委託金で5万4千円の追加。

(款) 寄附金、(項) 寄附金で800万円の減額。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で151万2千円の追加。

(款) 諸収入、(項) 雑入で359万8千円の追加。

(款) 町債、(項) 町債で1億4,360万円の減額。

歳入合計1億8,278万7千円を減額いたしまして、補正後予算額を67億4,004万4千円とするものでございます。

次に、めくっていただきまして、8ページから9ページの歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で3,848万4千円の追加、(項) 戸籍住民基本台帳費で244万6千円の追加、(項) 統計調査費で5万4千円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費で3,111万7千円の追加、(項) 児童福祉費で8,781万円の減額。

(款) 衛生費、(項) 保健事業費で135万2千円の減額、(項) 環境衛生費で333万2千円の減額。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費で198万8千円の減額、(項) 林業費で360万円の減額。

(款) 商工費、(項) 商工費で50万円の減額。

(款) 土木費、(項) 土木管理費で9,832万1千円の減額、(項) 道路橋梁費で4,005万円の減額、(項) 河川費は財源更正でございます。(項) 都市計画費で805万1千円の減額。

(款) 消防費、(項) 消防費で1,274万8千円の減額。

(款) 教育費、(項) 小学校費で493万6千円の追加、(項) 中学校費で207万2千円の減額。

歳出合計1億8,278万7千円を減額いたしまして、補正後予算額を67億4,004万4千円とするものでございます。

めくっていただきまして、10ページ、「第2表繰越明許費補正」でございます。

まず、1点目はプレミアム付商品券事業でございます。本事業につきましては、国の事業期間の要綱に倣い、本町におきましても商品券利用期間を3月31日までとしたことから、各事業所からの請求が次年度になり、次年度に払い込むことなどの事務費及び事業費の支払いが発生するため、今回、令和元年度の未執行分を翌年度に繰り越して執行させていただくものでございます。

次に、小学校の大規模改造事業でございますが、近つ飛鳥小学校の防火扉等につきまして、経年劣化により改修を行うものでございます。本事業につきましては国庫補助事業であります。1月の交付決定があったため、本年度中の事業実施が困難であるため、翌年度に繰り越して事業を実施させていただくものでございます。

続きまして、11ページ、「第3表地方債補正」でございます。

まず、地方債の追加でございます。

先ほどの国庫補助金の交付を受けて小学校大規模改造事業を実施するのを受けまして、その補助裏に対する町債550万円を追加するものでございます。

めくっていただきまして、12ページの地方債の変更でございます。

各事業の事業費の確定に伴いまして、各事業の地方債の変更を行うものでございます。

河川改修事業につきましては、地方債のメニューの変更により充当率が増となったことにより、1,100万円から1,200万円に変更をさせていただいております。そのほかの事業につきましては、事業費の減により地方債を減額するものでございます。

13ページ、地方債の廃止でございます。

各道路事業につきましては、社会資本総合整備交付金を得て実施しておりますが、交付金に充当する事業費の減に伴いまして道路事業の地方債の減を行うものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

まず、17ページの歳入でございます。

(款) 町税、(項) 入湯税、(目) 入湯税につきましては、対象施設の利用者数の増加に伴いまして4万円を増額するものでございます。

(款) 地方消費税交付金、(項) 地方消費税交付金、(目) 地方消費税交付金ですが、通常分の地方消費税交付金、説明欄ですけれども1,035万9千円を減額、社会保障財源交付金といたしまして835万4千円を減額するもので、交付金額が確定したことによる補正をするものでございます。

(款) 自動車取得税交付金、(項) 自動車取得税交付金、(目) 自動車取得税交付金で599万5千円の減額でございますが、こちらにつきましても、交付金額の確定により補正をさせていただくものでございます。

(款) 地方特例交付金、(項) 地方特例交付金、(目) 地方特例交付金につきましても、交付金額の確定に伴いまして23万6千円を追加するものでございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税ですが、普通交付税につきまして3,572万4千円を追加するものでございます。

(款) 使用料及び手数料、(項) 手数料、(目) 衛生手数料ですが、し尿処理人口の減少によりまして、し尿処理手数料を77万円減額するものでございます。

次に、めくっていただきまして18ページでございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金、(目) 民生費国庫負担金ですが、485万9千円の追加でございます。まず、(節) 社会福祉費負担金については、国民健康保険特別会計に対します保険基盤安定繰出金が増となったことによりまして、その財源を追加するものでございます。(節) 障がい福祉費負担金につきましては、障がい者自立支援給付費の歳出予算の増額補正に伴うもので、96万7千円を追加するものでございます。負担率は、国が2分の1、府が4分の1でございます。(節) 介護保険費負担金につきましては、低所得者軽減分の繰出金の確定によりまして344万7千円を追加するものでございます。

次に、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金は244万6千円の追加でございます。個人番号カード交付事業費補助金の交付金額上限見込額の確定により、増額させていただいております。

続きまして、土木管理費補助金につきましては、町道中村金剛山線整備事業及び道路附属物改修事業に係る国費の確定により、社会資本整備総合交付金で5,111万5千円を減額するものでございます。また、土砂災害特別警戒区域内の住宅移転・補強補助金は、申請がなかったことによりまして301万7千円の減でございます。(節) 道路橋梁費補助金につきましても、社会資本整備総合交付金の確定額によりまして1,949万5千円の減でございます。

(節) 都市計画費補助金100万円の減につきましては、既存民間建築物耐震改修の申請件数の減及び木造住宅除却工事がなかったことにより、それぞれ50万円を減額するものでございます。

(目) 教育費国庫補助金につきましては、近つ飛鳥小学校の防火扉改修につきまして、この1月に国費採択があったことによりまして372万9千円を追加するものでございます。

続きまして、19ページ、（款）府支出金、（項）府負担金、（目）民生費府負担金ですが、492万9千円の追加でございます。（節）社会福祉費負担金につきましては、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金が増となったことによりまして272万1千円を追加するものでございます。（節）障がい福祉費負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様でございます。障がい者の自立支援給付費の歳出予算の増額補正に伴うもので、48万4千円を追加するものでございます。（節）介護保険費負担金につきましては、低所得者保険料軽減負担金で繰出金の確定によりまして172万4千円を追加するものでございます。

続きまして、（項）府補助金、（目）民生費府補助金で（節）障がい福祉費補助金ですが、1,354万9千円の追加でございます。障がい者自立支援給付事業におきまして重度訪問介護等の利用実績額が一定水準を超過したことから、重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金額の確定により増額するものでございます。

（目）土木費府補助金、（節）土木管理費補助金は、土砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強補助金等は、申請がなかったことによりまして150万8千円を減額するものでございます。（節）都市計画費補助金25万円の減額につきましては、既存民間建築物耐震改修の申請件数の減によるものでございます。

続きまして、（項）委託金、（目）総務費委託金で5万4千円の追加につきましては、農林業センサスの委託金の増額によるものでございます。

続きまして、（款）寄附金、（項）寄附金、（目）ふるさと応援寄附金ですが、800万円の減額でございます。ふるさと応援寄附金の収入見込額に基づき、補正させていただくものでございます。

めくっていただきまして、20ページでございます。

（款）繰入金、（項）基金繰入金、（目）退職手当基金繰入金につきましては151万2千円の追加でございます。これは、町長の逝去に伴う今期2か年分の退職手当を歳出予算に計上し、その相当額の取崩しを計上するものでございます。

続きまして、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入で359万8千円の追加でございます。歳出で計上しております議会議員の通勤災害補償の財源として、保険会社から損害賠償保険金を計上させていただいております。

続きまして、（款）町債、（項）町債でございますが、主に事業費の確定等に伴う内容で、これは先ほどの11ページから13ページで説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

21ページから歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費で2,556万4千円の追加でございます。説明欄のほうでございますが、職員手当等ということで、武田町長の今期の退職手当151万2千円の追加、それから職員退職手当、普通退職2名がございましたので、その分の1,345万4千円を追加しております。次、(節) 災害補償費につきましては、議会議員の通勤災害の災害補償費を計上させていただいております。(節) 負担金補助及び交付金700万円につきましては、申請件数が増加したことにより、三世代同居・近居支援事業助成金を計上するものでございます。

(目) 財産管理費で88万円の追加でございます。これは、リベスタが平成31年3月に控訴した控訴審が令和2年1月に結審したことにより、控訴委託料を計上するものでございます。

(目) 環境衛生及び消防施設等整備基金費につきましては、歳入の入湯税4万円を基金に積み立てるものでございます。

(目) ふるさと応援基金費は1,200万円の追加でございます。令和元年度において寄附いただいた金額を基金に積み立てるものでございまして、1,200万円を追加するものでございます。

続きまして、(項) 戸籍住民基本台帳費、(目) 戸籍住民基本台帳費で244万6千円の追加でございます。歳入の国庫補助金を財源といたしまして、町から地方公共団体情報システム機構に対する負担金を支払うものでございます。

(項) 統計調査費、(目) 農林業センサス費5万4千円の追加につきましては、交付金の確定によりまして事務費を追加計上するものでございます。

めくっていただきまして22ページでございます。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費、(目) 国民健康保険費で422万2千円の追加でございます。特別会計に対します保険基盤安定繰出金の確定に伴い補正するものでございます。

(目) 障がい福祉費で2千万円の追加でございます。12月におきましても自立支援給付費の増額補正を行いました、その見込みを上回る伸び率となったため、改めて増額補正をさせていただくものでございます。

(目) 介護保険費は689万5千円の追加で、介護保険特別会計における低所得者の保険料拡充を受けて、繰出金を補正するものでございます。

続きまして、(項) 児童福祉費、(目) 児童福祉総務費で219万円の追加でございます。子ども・子育て支援事業計画の確定によりまして、委託料で86万9千円を減額するものでござ

ございます。続きまして、（節）償還金利子及び割引料でございますが、補助金の確定により305万9千円を追加するものでございます。

（目）こども園費、認定こども園の整備事業費の確定により、工事請負費で9千万円を減額するものでございます。

続きまして、（款）衛生費、（項）保健事業費、（目）保健事業費で135万2千円の減でございます。集団住民健診委託料の確定によりまして減額するものでございます。

続きまして、23ページ、（款）衛生費、（項）環境衛生費、（目）環境衛生総務費で133万2千円の減額です。太陽光発電システム整備申請件数の減により、負担金補助及び交付金を減額するものでございます。

（目）清掃費で100万円の減額につきましては、し尿くみ取人口の減によりまして100万円減額するものでございます。

（目）ごみ減量対策費で100万円の減につきましても、対象人口の減により減額するものでございます。

続きまして、（款）農林水産業費、（項）農業費、（目）土地改良費で198万8千円の減額でございます。北加納の補助整備の従前地調査費用につきまして減をするものでございます。

続きまして、（項）林業費、（目）林業振興費で360万円の減額でございます。自然災害防止対策事業費の確定によりまして、工事請負費で360万円減するものでございます。

続きまして、（款）商工費、（項）商工費、（目）商工振興費で50万円の減額でございます。かなんブランド商品開発の実績がないことにより、50万円減するものでございます。

続きまして、（款）土木費、（項）土木管理費、（目）土木総務費で603万6千円の減額でございます。土砂災害特別警戒区域内移転・補強については申請がなかったことにより、危険住宅移転補助金につきましては512万5千円を減額するもので、不適格住宅事業補助金につきましても91万1千円を減額するものでございます。

めくっていただきまして、24ページでございます。

（目）交通安全施設事業費で9,228万5千円の減額でございます。社会資本整備総合交付金がつかなかったことにより、道路施設点検委託料で1,800万円の減、町道中村金剛山線整備事業費の確定により、工事請負費で4,085万5千円の減額、公有財産購入費におきましても3,088万5千円の減額、（節）補償補填及び賠償金につきましても254万5千円の減額でございます。

続きまして、（項）道路橋梁費、（目）道路維持費でございますが、3,515万円の減額でございます。こちらにつきましても、社会資本整備総合交付金がつかなかったことによりまして、（節）工事請負費で3,360万円の減、備品購入費で155万円の減でございます。

（目）橋梁維持費で490万円につきましても同様で、社会資本の減でございます。

続きまして、（項）河川費、（目）河川改修費につきましては、財源更正でございます。

続きまして、（款）土木費、（項）都市計画費、（目）都市計画総務費でございますが、243万円の減でございます。委託料の都市計画マスタープラン策定委託料の事業費の確定により、43万円を減額するものでございます。それと、既存民間建築物耐震改修費補助金につきましても、申請がなかったことによりまして100万円を減額するものでございます。

続きまして、25ページ、（目）下水道費562万1千円の減でございますが、下水道事業会計に対する繰出金の確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、（款）消防費、（項）消防費、（目）常備消防費で594万8千円の減額でございますが、富田林市への消防事務委託料の確定に伴うものでございます。

（目）災害対策費で680万円の減額でございますが、町防災行政無線整備事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、（款）教育費、（項）小学校費、（目）学校管理費で414万5千円の減でございますが、クラウドシステム利用料の確定に伴いまして、（節）使用料及び賃借料で414万5千円を減するものでございます。

（目）教育振興費で300万円の減額でございます。近つ飛鳥小学校スクールバスの運行便数の減によるものでございます。

（目）学校建設費につきましては1,208万1千円の追加でございます。近つ飛鳥小学校の防火扉等の改修について、この1月に国の補助金がついたことによりまして追加するものでございます。実施設計委託料といたしまして100万円、工事請負費といたしまして1,108万1千円を追加するものでございます。

続きまして、（項）中学校費、（目）学校管理費で207万2千円の減額でございます。小学校費と同じく、クラウドシステムの利用料の確定により、使用料及び賃借料で207万2千円を減額するものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）



提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中川議員。

○8番（中川 博）

ページでいいましたら19ページのふるさと基金なんですが、これは、令和2年度の河南町の一般会計予算のときにも言わせていただいたんですけども、今回、当初の補正前が2千万円で、800万円減ということで1,200万円の実績しかなかったというような結果でございます。泉佐野市とか、この前当町のほうに視察に来られた熊取町のような何十億円、何百億円というようなことは言いませんけれども、少なくとも目標を上げておられた2千万円が未達になった主な要因は何でしょうか、お教えいただきたいのと、それと先ほどのかなんブランド商品開発事業のほうも結局なかったというようなことで、この辺に力を果たして入れておられるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（小山彬夫）

池添課長。

○総合政策部秘書企画課長（池添謙司）

ふるさと応援寄附金なんですけれども、議員仰せのとおり、委員会でもおっしゃっていただいたとおりで、今年度、今見込みとして1,200万円という形で、令和2年度につきましては2千万円という形で予算計上させていただいております。

減になった要因なんですけれども、令和元年6月から返礼品割合が4割から3割になったと、これは全国的な話ではあるんですけども、なかなか寄附のほうで返礼品に対しての魅力といいますか、出しているところで河南町のほうにご寄附いただけるのが少なくなったという、件数が減っているというのは事実でございます。

あと、町内の方々からのご寄附に対しまして返礼品が渡せなくなったというところもございまして、やはり一定件数が減ってきているというのが原因ではないかというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

町内の方に返礼品を……。

○議長（小山彬夫）

中川議員、ちょっとお待ちください。

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

かなんブランド商品開発についてのご質問なんですけれども、これまでもなかなか商品開発というのができていなくて、やれているときでも1件ということで、これまでも、以前もちょっとお話しさせていただいたんですけれども、フェイスタオルでありますとか白みそドレッシング、エコバッグなど、商品開発はされておるんですけれども、なかなか出てこないのが現状で、町としてももうちょっとブランドを開発していただきたいと思って、あちこちでPRはしているんですけれども、なかなか出てこない現状でございます。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

まず、ふるさと納税の部分ですけれども、町内の方に返礼品を渡せなくなったということなんです。これは全国的なもので、河南町独自の施策ということでしょうか。というのを1点と、それとかなんブランドのほうなんですけれども、ちょっと記憶がはっきりしないんですけれども、どこかの女子大学生か何かで多分羽曳野市かどこか、その辺だと思うんです。プリンか何かをやって爆発的に人気ということであったと思うんですけれども、例えば、当町の場合でしたら、大阪芸術大学ですごく若い学生の方の英知がそろっていると思う。特に芸術大学ですから、いろんな分野でそういう、特に普通の大学じゃないということで、アイデア等かなり持っておられると思うんですけれども、その辺に依頼しましてヒット商品を編み出すような努力をしていただければどうかというように思います。これ、2回目の質問ですから、もう一つ追加で質問させてもらいたいと思います。

22ページの衛生費のところなんですけど、集団住民健診の委託料がマイナス135万2千円ということなんで、これは確定ということなんですけれども、確定するということは当初の住民健診の目標を下回ったということになるわけでしょうか。それを追加で伺いたいと思います。

○議長（小山彬夫）

池添課長。

○総合政策部秘書企画課長（池添謙司）

ふるさと応援基金の市町村内の方への返礼品が渡せなくなったのは、これは全国的な話でございます。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

かなんブランド商品につきましては、大阪芸術大学というお話があったんですけども、以前に道の駅で販売しておりますお弁当、それについては大阪芸術大学のほうで案を出していただいて、それを販売しているというようなこともあります。

ただ、ブランド商品というんですか、ヒット商品ということでいいますとまだ弱い部分もありますので、その辺については今後も力を入れていきたいと思えます。

○議長（小山彬夫）

赤井部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）

住民健診のことでございすけれども、内容が十数項目ございまして、一応単価契約になっております。昨年度の実績からちょっとやっぱり数を余裕を持って計算していったということで、実績で確定して下がったということでございす。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

ということは、住民健診の受診者数というか、受けられた人には影響なかったということですね。そこをちょっと聞いたんですよ、先ほどは。

○議長（小山彬夫）

赤井部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）

影響はなかったというふうに理解しております。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

ページ数でいいますと、21ページの三世代同居支援の関係と、同じページのふるさと応援

基金の問題と、24ページ、土地購入費の関係で質問させていただきます。

まず、三世代同居・近居支援の申請が増えたということで増額の予算を組まれていますけれども、平成31年から令和元年の実績累計は一体どれぐらいになるのかということをお聞きします。その分析、新築と改装が何件累計として出てくるのか、お聞きします。

それと、ふるさと応援基金の問題ですが、少ないとはいえ1,200万円集まりました。この集まった1,200万円の、何件分で何人の方が応援してくれはったのか、それでどういった人が応援してくれはったのか、この分析ができているのか、プライバシーに関することは別にしても、報告できる範囲で報告願いたいというふうに思っております。

3点目は、土地購入費が3千万円ほど減額になっております。これは中村金剛山線の交通安全の関係の土地購入が減額になっているわけですが、この減った3千万円というのは、もともと購入を予定していたところが購入できなかったから減ったのか、それとも工事費が落減で減ったのか、この内容を知らせていただきたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

それでは、私のほうからは土地購入費についてお答えさせていただきます。

まず、土地購入費で買えていない部分、今年度購入できなかった部分につきましては、186㎡で約200万円程度の購入費用がかかると想定しております。もともと公有財産購入費の予算編成の段階では土地鑑定がまだ出ておりませんでしたので、路線価を参考に土地単価を決めて予算計上させていただきましたので、予算の計上自体がちょっと過大であったということで、実際は購入の段階においては2社の鑑定を取って、それを基に購入費を決めておりますので、こういう残額になったということでございます。

○議長（小山彬夫）

谷課長。

○総務部副理事兼施設整備担当課長（谷 道広）

三世代のほうなんですけれども、平成28年度から令和元年度までの実績でいきますと79件、金額でいきますと5,823万7千円の実績がございます。また、Uターンとかで戻ってこられた人数についても約171人の方ということになります。

以上です。

○議長（小山彬夫）

池添課長。

○総合政策部秘書企画課長（池添謙司）

ふるさと応援基金の積立金のところの件数なんですけれども、令和元年度におきましては、ちょっと遅れて報告があるので12月時点になります。245件でございます。どのような人がというのはなかなか難しいというのが実際問題です。匿名の方については匿名という形で当然皆様からご要望もありまして、まあ公開してもいいよという方については、ホームページ上でどの方から幾ら頂いたというのは件数と金額を全て公開させていただいております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

順次再質問させていただきます。

三世同居の件なんですけれども、私が質問させてもらったのは新築が何件で改装が何件かという件数を聞いたつもりなんです。こういう質問の趣旨をちょっと理解してまた答えていただきたいというふうに思うんですよ。

それと、土地購入の件なんです。もともと買おうとしていたところを買えなかった分はこれに計上されてないということは、計上していたのか、されなかったから減額になっているのか、その辺りを聞きたい。3千万円の内訳の中で、もともと例えば5千万円で買おうとしておったけれども買収できなかったから減額になったのかというふうな僕、理解をしていますので、その辺りはどうなのかということをお答えいただきたい。

それと、ふるさと応援基金なんですけれども、先ほど、町の出身者の方で例えば著名な方であるとか頑張って企業を立ち上げてもらうところは、そういう町の関係以外のところでこういう応援してほしいんだというような依頼をされたのはあったのかなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小山彬夫）

谷課長。

○総務部副理事兼施設整備担当課長（谷 道広）

大変失礼いたしました。住宅取得、リフォームという区別になりまして、新築とか中古も含めて住宅取得なんですけれども50件、リフォーム、改築につきましては29件となります。

以上です。

○議長（小山彬夫）

池添課長。

○総合政策部秘書企画課長（池添謙司）

議員仰せの河南町から出られた方とか河南町におられる方全てに対してそういうアクションを起こしたかというところなんですけれども、実際にアクションを起こしましてご寄附を頂いたことというのは当然でございます。ちなみに、その方は高額なご寄附も頂きまして、今、表彰できるような手続がありますので、その辺の手続も取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

先ほどの予算に入っていて買えなかった土地というのは186.03㎡、これだけが買えなかった土地ということで、この土地の面積に対しては3千万円というのは非常に大きいということで、これにつきましては先ほど申しましたように路線価で予算計上させていただいたんですけれども、買うときには鑑定を取って購入したので、その差額も入っているということで、よろしくをお願いします。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

3回目なんで、三世代同居の問題で非常に評価を頂いているわけですよね、新築、改築も含めて。このことを、議会だよりでは利用者の声を含めて取材も委員長の下でやらせていただいたんですけれども、行政も実際に利用された方の声を聞いて、それをまたさらに拡充するような取組をやっていただきたいんです。その姿勢をお伺いします。

それと、ふるさと応援基金の問題なんですけど、今テレビ報道なんかで聞きますと、コロナ対策で子供たちが家において給食も食べられないということで、民間の飲食関係が弁当なりおにぎりなりいろんな形で拠出していますよね。それを、ふるさとの基金を活用して、週1回か週2回か知らんけれども、予算の枠を取ってそういう給食を食べられない子供たちに対して活用できないかという方向性の問題を最後にお聞きします。

○議長（小山彬夫）

谷課長。

○総務部副理事兼施設整備担当課長（谷 道広）

三世代の件のやつですけれども、お話のほうは皆さんから以前より聞いておまして、また今年度も引き続き聞かせていただきます。三世代の補助につきましては、近隣に比べましたらかなり高額ということで、従来のまま続けたいと思っております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今、力武議員のふるさと基金を活用してコロナウイルスの対策の子供の弁当とかに活用できないかというご質問やったと思うんですけれども、力武議員の質問におかれましては新たな施策となりますし、また一度考えてはみたいと思いますけれども、一度検討したいと思います。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

まず、23ページの太陽光発電補助金なんですけれども、減額されているというのはやっぱり実績が今年度も振るわなかったということなのか、その辺りをどのように分析されているのかというのと、今まで補助してきて、今まででどれだけ、何W町で発電できるようになって、CO<sub>2</sub>がどれだけ削減できるようになったのかという分析はできているのか。これ年々減少傾向にあるんですけれども、今後の見通し、もうこれをやっぱり力を入れてもう一回やっていくのか、もうこのまま自然の流れに任せてふわっと終わらせていくのか、どのように考えているのかというのが一つ。

25ページの小学校の防火扉なんですけれども、劣化していて換える。いろいろ見ていたら、防火系の設備というのがほとんど耐用年数8年とか書いていて、防火扉は使えるだけ点検しながら使えと書いているんですけれども、ほかのもの、例えば非常灯とかサイレンとかは設置義務があって小学校に設置されていると思うんです。火事的时候可以やと言われていたスプリンクラーとかは設置されているのかというのをお答えください。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

太陽光発電の実績でございますけれども、令和元年についてはもともと20件予算計上していたんですけれども8件ということで、一番多かったのが平成24年で60件、そこがピークでどんどんと下がってきております。トータルでいきますと316件ということになっております。

以前、ちょっとお話もあったんですけれども、CO<sub>2</sub>の削減効果につきましては、1日当たり5,981kg-CO<sub>2</sub>という、これ、うちが補助している出力に対するCO<sub>2</sub>の削減量でございますけれども、一般世帯が年間に排出するCO<sub>2</sub>の約2軒分が1日当たり削減できているというような状況でございます。

それとあと、減ってきている要因ですけれども、売電価格毎年ぐらい見直されて下がってきておりますので、そういうことで太陽光発電の設置家庭も減ってきていると考えております。今後、まだ需要がありますので、太陽光発電の補助は続けていきたいと考えております。

○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

私のほうから答えさせていただきます。

近つ飛鳥小学校の防火設備のご質問でございますけれども、近つ飛鳥小学校は前身が大宝小学校で、その設備が設置された時点というのが昭和45年から昭和48年そこそこだったと思います。防火扉につきましては、これまでも何度かその都度改修は進めてきたんですけれども、大分老朽化もいたしていますので、非常時に正確に閉まってしまうというような形にこのたび換えたいというような形で取組を考えています。

一方、スプリンクラーの設備はあるのかというご質問なんですけれども、学校の場合におきましては屋内消火栓を設置されています。それぞれの各階に消火栓がありまして、それから水を供給してそこで噴霧するというような設備を設置しております。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

消火栓、昨日やったか、予算委員会の中で、実際の火事では消火栓がジョイントが合わないということがあったんですけれども、学校では大丈夫なんだろうねというのが一つと、ソーラーは年々減少傾向にあって、売電価格がもちろん安くなってきているんですけれども、設備も安くなってきているので、結構売電でまだ賄える状態だったりするんですね。今、



災害が多いので、自分で発電できるというのがまた需要というか、重要性が増しているので、今後も需要がある限り続けていくみたいなの、岩井部長がいる間は大丈夫なのかもしれないんですけども、それはもう町として、町の防災とか非常時の対策という面からでも続けてほしいと思います、岩井部長がいなくなっても。その辺り、ちょっと答えてほしいです。

○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

屋内消火栓、ちゃんと水が出るんかと、こういうご質問ですけれども、赤いケースがあるんです。あれを開いていただきますと、蛇腹状にホースを中にしまい込んでいます。緊急の場合、それを引き出してしまうということで、ジョイントのほうは既に接続された状態になっています。それで、バルブを開けていただいたら水は出てくるということで、よろしくお願ひします。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今後につきましては、将来についてはまだ政策的なやつもありますのであれなんですけれども、今日ご可決いただきました当初予算には15件分を計上しております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

田中議員。

○11番（田中慶一）

全般的なことなんですけれども、今回の補正は減額が大きいと。そのうちで、ページ数はいっぱいあるんですけども、工事請負費が減額が多いと。例えば認定こども園が9千万円、町道中村金剛山線の工事請負費が4千万円、それから公有財産は先ほどの質問があったと。それから町道整備費の大宝地内のやつが1,800万円減額、町道滝谷平石線整備事業が1,150万円の減額という中で、工事請負費の中で工事を行ったのかやらなかったのか、あるいは見込み違いでこれだけ安くなったのか、要するに落減になったのか、そこの辺りが聞きたいというのと、それに伴う歳入のほうですけれども、地方交付税が1,870万円ほど減額、それから国庫補助金が社会資本整備総合交付金で土木と道路橋梁というものを合わすと5,400万円と

1,900万円、大きい減額になるんですけども、その関連があるのかどうか、その辺りを教えてください。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今のそれぞれの項目についてちょっと要因が違うんですけども、中村金剛山線につきましては工事費につきましては、予定していた工事がありましたけれども、用地協力いただけないところがありましたので、それによる減額が含まれております。それと、大宝地内町道整備事業でありますとか滝谷平石線、白木神山線、さくら坂線につきましては、社会資本整備総合交付金を要望しておったんですけども配分がございませんでしたので、事業自体をやっておりません。だから、補助金で整備するとしていて補助金がつかなかったものについては事業実施をしていないということで、2種類減額の要因はございます。その交付金がついてないやつが、先ほど言われました国庫補助金の減額の中に多く含まれているということでございます。

（「認定こども園のやつ」の声起こる）

○議長（小山彬夫）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

認定こども園の9千万円につきましては、これは落札減でございます。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

田中議員。

○11番（田中慶一）

説明はよく分かりました。しかし、未工事のやつはどうせまたやらないかんということで、今年度というんですか、令和2年度のやつに上げてもらおうと。先ほど言われた大宝地内、それから滝谷とか道路整備事業、これ、国庫補助がつかんかったから中止になっているけれども、やらないかんやつですからまた上げてもらわないかんということは、今度は上がっているのかな。そこはちょっと確認か。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

当初予算につきましては骨格ですので、費用としては上がっておりません。ただ、議員おっしゃるように、やらなければいけない事業でありますので、肉づけ予算のときには計上していきたいと考えております。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

福田太郎議員。

○6番（福田太郎）

それでは、21ページ、24ページ、25ページで3点お聞きいたします。

それでは、21ページの基本台帳のところに通知カード、個人番号等の交付事務が244万6千円計上されています。このカードの申請というんですか、登録されておられる方は町住民の方に何名ほどおられますか、お聞かせください。

次に、24ページ、土木費、橋梁維持費の実施設計委託料490万円はマイナスになっていますよね。これは、たしか河南町道に架かっている町の橋、たしか耐震の項目の費用ですかね。何点か古い橋を耐震して、これはなぜ490万円マイナスになっているのか、その訳をお聞かせください。

そして、25ページ、常備消防費で消防事務委託費594万8千円、これがマイナスになっております。これがどういう形でマイナスの計上になっているのか、お聞かせください。

以上3点、よろしく。

○議長（小山彬夫）

上野部長。

○住民部長（上野文裕）

まず、マイナンバーカードの交付数でございますが、今年の3月1日現在で1,745枚、交付率が11.2%となっております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

道路橋梁費の委託料でございますが、交付金の配分が少なかったため今回は工事のほうへ回して、委託料のほうは執行しない形で行いました。一部、その分が減額になっております。

○議長（小山彬夫）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

常備消防費の594万8千円の減額の件ですけれども、主に要因は人件費の確定によります減額となっております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

福田太郎議員。

○6番（福田太郎）

マイナンバーの人数とパーセンテージを今、上野住民部長からお聞かせいただきました。これ自体は国から定めて、このカードを導入されたいきさつは、ある程度住民の健康も含めて、財政上も含めた形のカードの導入の方向に向けて導入された経緯があると思うんですよ。そういう中で、今言う住民の健康管理もできるように、いつも私が言うております健康住民カードです。ああいう形にできる形も取り入れていただくためにも、11%はかなり人口的には少ないわけですけれども、今後ともカード導入に向けて啓発活動をしっかりとさせていただきますこと、お願いしておきます。

それと橋、これに対して今、補助金のいろいろの問題を岩井部長から言われていましたが、今後とも耐震の強化に努めていただいて、スムーズな工事執行をお願いしておきます。

それと消防、人件費と今、辻本総合政策部長から言われました。できる限り人件費というんですか、うちの負担分を軽減されるように富田林市に向けて強く要望していただいて、少しでも負担額を減らすことに今後ともしっかりと努力してもらいますようお願いして、終わります。

以上。

○議長（小山彬夫）

加藤議員。

○9番（加藤久宏）

1点だけ質問させていただきます。

25ページの小学校と中学校のクラウドシステム利用料、こちらはICT化、導入によって教職員の方の業務の低減を図るための費用やったのではないかなというふうに説明を当初受けたと記憶しておるんですけれども、現状、走らせてみてその効果というのはどうだったのか

というふうなことを何か追跡できていたら教えていただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）

このクラウドシステム内容は、議員仰せのとおり、校務支援や学習支援ソフトを導入して、それによるソフトウェア、ハードウェアを使用料として賃借してございます。そしてその内容でございますけれども、今ちょうどその移行期間でありまして、教職員においても出勤簿対応やその他のシステムを今、移行期間として運用しているところですので、次年度において正式に運用していきたいなど。今は練習していただいている期間で、すぐにやはり運用していけないところもありますので、徐々に効果のほうも後日検証していきたいなというふうに思っております。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

ここで、14時45分まで休憩をいたします。

休 憩（午後2時27分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 4 5 分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第 9 議案第 69 号 令和元年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）（登壇）

それでは、議案第 69 号の説明をさせていただきます。

補正予算書の 29 ページをご覧ください。

議案第 69 号

令和元年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 8,011 万 2 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 13 日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、30 ページでございます。

「第 1 表歳入歳出予算補正」、歳入、（款）府支出金、（項）府補助金で 1,100 万円を追加。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金で 422 万 2 千円を追加し、（項）基金繰入金で 422 万 2

千円を減額いたしまして、歳入合計1,100万円を追加し、補正後の予算額を18億8,011万2千円とするものでございます。

続きまして、31ページ、歳出でございます。

(款) 保険給付費、(項) 高額療養費で1,100万円を追加。

(款) 国民健康保険事業費納付金、(項) 医療給付費分は財源更正をいたしまして、歳出合計も同じく1,100万円を追加し、補正後の予算額を18億8,011万2千円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。

33ページ、34ページは総括となっておりますので、36ページの歳出から説明をさせていただきます。

(款) 保険給付費、(項) 高額療養費、(目) 一般被保険者高額療養費、(節) 負担金補助及び交付金で1,100万円を追加するものでございます。これは、当初予算の編成で平成30年度の決算見込みをベースに1億3,800万円を予算計上しておりましたが、高額医療となる疾病に罹患された方の増加や医療技術の高度化などによりまして今年度1億4,900万円の見込みとなることから、追加補正するものでございます。

次に、(款) 国民健康保険事業費納付金、(項) 医療給付費分、(目) 一般被保険者医療給付費分で、一般財源から特定財源に422万2千円の財源更正を行うものでございます。これは、後ほどご説明いたします保険基盤安定繰入金の歳入増によるものでございます。

戻っていただきまして、35ページの歳入でございます。

(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 保険給付費等交付金、(節) 普通交付金で1,100万円の追加でございます。これは、先ほど歳出でご説明いたしました高額療養費の追加分の財源として追加するものでございます。国民健康保険制度の都道府県の広域化によりまして、高額療養費などの保険給付費は全額この保険給付費等交付金で賄われる制度となっており、高額療養費の増加分も含め大阪府より交付されます。

次に、(款) 繰入金、(項) 他会計繰入金、(目) 一般会計繰入金、(節) 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)で333万2千円の追加、また(節) 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)で89万円の追加でございます。国民健康保険では、低所得者に対して保険料を一定の割合で軽減する制度がございます。保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を国・府及び町の一般会計から交付されるものです。軽減額自体を交付されるものが保険料軽減分となり、低所得者数に応じ交付されるものが保険者支援分となります。当初予算では平成30年度とほぼ

同額を見込んでおりましたが、保険料率の上昇による軽減額の増加のため422万2千円を追加するものでございます。

次に、(款)繰入金、(項)基金繰入金、(目)財政調整基金繰入金、(節)財政調整基金繰入金で422万2千円の減額でございます。これは、先ほどの保険基盤安定繰入金の増に伴いまして、この金額を調整するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第10 議案第70号 令和元年度河南町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

赤井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）（登壇）

それでは、提案申し上げます。



補正予算書の39ページでございます。

#### 議案第70号

##### 令和元年度河南町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度河南町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月13日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

めくっていただきまして、40ページ、「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）保険料、（項）介護保険料689万5千円の減額。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金689万5千円を追加。

歳入合計16億920万8千円、補正前の額と同額でございます。

41ページ、歳出でございます。

（款）保険給付費、（項）介護サービス等諸費、額の補正はございません。財源更正でございます。歳出合計は16億920万8千円、補正前の額と同額でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

まず、歳入です。

45ページをお開き願います。

（款）保険料、（項）介護保険料、（目）第1号介護保険料689万5千円の減額。消費増税に伴い、住民税非課税世帯であります第1段階から第3段階の介護保険料率を引き下げたことにより、保険料収入が減ったものでございます。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）低所得者保険料軽減繰入金689万5千円の追加。軽減による保険料収入源を一般会計からの繰入金で補うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

46ページをお開き願います。

(款) 保険給付費、(項) 介護サービス等諸費、(目) 居宅介護サービス給付費、額に変わりはなく、財源更正でございます。

以上、簡単ではございますが、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (小山彬夫)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小山彬夫)

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小山彬夫)

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (小山彬夫)

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長 (小山彬夫)

日程第11 議案第71号 令和元年度河南町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長 (岩井一浩) (登壇)

それでは、河南町水道事業会計補正予算(第2号)の説明をさせていただきます。

河南町水道事業会計補正予算(第2号)をご覧ください。

1ページをご覧ください。

議案第71号

令和元年度河南町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度河南町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中施設改良事業、受託事業を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業

施設改良事業、7,573万5千円から1,676万円を減額し、5,897万5千円とします。

受託事業、3,604万7千円から870万円を減額し、2,734万7千円とします。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、4億3,559万4千円から107万2千円を減額し、4億3,452万2千円とします。

第1項営業収益、3億2,833万2千円から107万2千円を減額し、3億2,726万円とします。

支出。

第1款水道事業費用、4億4,721万4千円に150万円を追加し、4億4,871万4千円とします。

第2項営業外費用、1,228万4千円に150万円を追加し、1,378万4千円とします。

めくっていただきまして、

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,083万3千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額850万8千円、過年度分損益勘定留保資金1億1,232万5千円で補填するものとする。）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億420万9千円は当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額660万8千円、過年度分損益勘定留保資金9,760万1千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、3,604万7千円から883万6千円を減額し、2,721万1千円とします。

第1項工事負担金、3,604万7千円から883万6千円を減額し、2,721万1千円とします。

支出。

第1款資本的支出、1億5,688万円から2,546万円を減額し、1億3,142万円とします。

第1項建設改良費、1億3,234万3千円から2,546万円を減額し、1億688万3千円とします。

令和2年3月13日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

続きまして、内容につきましては5ページをお開きください。

令和元年度河南町水道事業会計予算説明書で説明をさせていただきます。

収益的収入でございますが、(款)水道事業収益、(項)営業収益、(目)その他営業収益で受託工事費事務費で107万2千円の減、これは、下水道に伴う水道移設工事費の額の確定により、事務費も確定して減額となったものでございます。

めくっていただきまして、収益的支出、(款)水道事業費用、(項)営業外費用、(目)消費税及び地方消費税で150万円の追加、これは、消費税計算の結果、消費税及び地方消費税の納税額が増になったことによるものでございます。

次に、7ページ、資本的収入、(款)資本的収入、(項)工事負担金、(目)工事負担金で、下水道に伴います配水管移設工事負担金が工事費の落札減により確定しまして、883万6千円を減額するものでございます。

めくっていただきまして、資本的支出、(款)資本的支出、(項)建設改良費、(目)施設改良費、委託料で176万円の減、これは落札減によるものでございます。工事請負費1,500

万円の減、これにつきましても落札減によるものでございます。

受託事業費、委託料で140万円、工事請負費で730万円の減、それぞれ落札減によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第12 議案第72号 令和元年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、河南町下水道事業会計補正予算書をご覧ください。

1ページをご覧ください。

議案第72号

令和元年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中公共下水道整備事業を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業

公共下水道整備事業、1億3,806万1千円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額661万6千円、損益勘定留保資金1億1,338万4千円で補填するものとする。）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額570万9千円、損益勘定留保資金1億1,429万1千円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
収入。

第1款資本的収入、2億8,861万5千円から2,112万1千円を減額し、2億6,749万4千円とします。

第1項企業債、1億8,265万円から1,080万円を減額し、1億7,185万円とします。

第4項他会計出資金、6,450万7千円から562万1千円を減額し、5,888万6千円とします。

第5項補助金、3,650万円から470万円を減額し、3,180万円とします。

めくっていただきまして、

支出。

第1款資本的支出、4億861万5千円から2,112万円1千円を減額し、3億8,749万4千円とします。

第1項建設改良費、1億6,583万円から2,112万1千円を減額し、1億4,470万9千円とします。

企業債。

第4条 予算第6条を次のとおり変更する。

起債は、流域下水道事業債で補正前510万円に140万円をプラスし、限度額を650万円とします。

公共下水道事業債、7,990万円から1,290万円を減額し、限度額を6,700万円とします。

資本費平準化事業債は、7,590万円に70万円をプラスし7,660万円とします。

起債の限度額合計は、補正前1億6,090万円から1,080万円を減額し、1億5,010万円とします。

令和2年3月13日提出

河南町長職務代理者

河南町副町長 森田昌吾

それでは、内容につきましては4ページをご覧ください。

資本的収入でございます。

(款) 資本的収入、(項) 企業債、(目) 建設企業債、流域下水道事業債につきましては140万円の増、これにつきましては流域下水道の工事負担金の増によるものでございます。

(節) 公共下水道事業債で1,290万円の減、公共下水道事業整備事業費の減によるものでございます。

(目) 資本費平準化債につきましては70万円の増、減価償却費等の対象となる経費の増によるものでございます。

(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金につきましては562万1千円の減、公共下水道整備事業費の減によるものでございます。

(項) 補助金、(目) 国庫補助金、(節) 国庫補助金で470万円の減、交付金の配分が少なかったことによる減でございます。

次に、5ページ、資本的支出、(款) 資本的支出、(項) 建設改良費、(目) 公共下水道事業費、委託料でございますが、341万円の減、実施設計委託料の落札減によるものでございます。(節) 補償費511万2千円の減、水道移設工事費の落札減により、支障物件移転補

償費が減となったものでございます。（節）負担金で1,405万3千円の減、これは、南河内4市町村下水道事務広域化事業で行いましたストックマネジメント計画の委託料の落札減による負担金の減でございます。

（目）流域下水道建設費、（節）負担金で大和川下流流域下水道事業負担金145万4千円の増、これは、流域下水道大井処理区において、国の交付金補正に伴い事業量を増としたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩（午後3時13分）

~~~~~

再 開（午後3時14分）

○議長（小山彬夫）



休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました文書のとおり、河南町長職務代理者森田昌吾副町長から令和2年3月16日をもって副町長の職を辞したいとの申出がありました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。

したがって、森田昌吾副町長の河南町副町長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第1 森田昌吾副町長の河南町副町長辞職の件を議題といたします。

まず、木矢事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（木矢年謙）

朗読させていただきます。

辞 職 願

河南町議会議長 小山彬夫様

私儀

一身上の都合により令和2年3月16日をもって副町長の職を辞したいので、ご許可くださいますようお願い申し上げます。

令和2年3月13日

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

お諮りします。

森田昌吾副町長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。

したがって、森田昌吾副町長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、副町長の辞職に当たり、ご挨拶をお受けいたします。

森田副町長。

○町長職務代理者副町長（森田昌吾）（登壇）

副町長の辞職につきましてご可決賜りまして、ありがとうございます。

皆様方のご厚意によりましてこのような機会を与えていただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

私が議員の皆様のご高配によりましてこの職を与えていただいたのは、ちょうど3年前のことでありました。人口が減少する少子高齢化という大きな真ただ中にあり、この大きな波を乗り越えていかなければならないと、この場で副町長就任のご挨拶を申し上げたのを鮮明に記憶しております。

短い期間ではありましたが、武田町長の下、議員の皆様方のご協力によりまして、一般職として定年まで務めた36年間と比べましても非常に密度の濃い期間であり、いろいろなことが走馬灯のように脳裏を駆け巡ってまいります。

この間、思いがありますのは、国道309号河南赤阪バイパスの開通、教育環境を充実するという小中学校2校体制の完成となるかなん桜小学校の開校、それから、この4月には中村こども園が開園する運びとなっております。そのほか、第2子以降の保育料の無料化とか副食費の助成、22歳までの医療費助成、それから平成29年の台風21号による大きな被害を受けたことという、たくさんの方があつたと思います。あつという間に過ぎてしまった夢のような3年間でありました。

私をここまで育てていただいた武田町長に対しましては、感謝という言葉しか浮かんでまいりません。住みたいまち、住み続けたいまちの実現は、140人余りの職員に託したいと思っております。きっとやってくれるものと信じております。どうか議員の皆様方、職員に対しましても何とぞご高配を賜り、元気ある河南町となりますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、河南町がますます発展することを願うとともに、議員の皆様、そして職員の皆さんに感謝の意を表し、簡単ではございますけれども、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（小山彬夫）

森田副町長におかれましては、これまで行政一筋に地方自治の発展、河南町の発展に取り組んでこられました。厚く御礼を申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

以上で、本定例会議に付された諸議案は全て終了いたしました。ここで職務代理者副町長より、本定例会議の閉議に際し挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田副町長。

○町長職務代理者副町長（森田昌吾）

令和2年河南町議会3月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意賜り、ありがとうございます。

本定例会議は、武田町長の急逝を受け、町長の職務代理として臨ませていただきました。至らぬ点が多々あったかと思いますが、無事閉議を迎えることができました。これも、ひとえに議員の皆様方のご指導、ご協力のおかげであり、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、令和元年度の各会計補正予算につきましては、本日の本会議においてご可決賜りましたが、一般会計では地方譲与税や各種交付金の確定などにより、3月末日までに専決予算を調整させていただきたいと存じます。併せて、現在国会で審議されております地方税法の改正を受けて、税条例の改正も専決をさせていただきたいと存じます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉議の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山彬夫）

副町長の挨拶が終わりました。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

ここで、議長より報告がございます。

会派自由民主党の代表者の変更がございました。新しく浅岡正広議員が就任されております。ご報告させていただきます。

それと、中村こども園が完成し、施設見学会を計画させていただきました。日程は3月17日午前10時に議会事務局に集まりをいただき、出発したいと思います。できるだけご参加いただきますようお願いいたします。

これもちまして、令和2年河南町議会3月定例会議を閉じます。散会といたします。本日は、長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

午後3時24分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（2番）

署名議員（3番）